

2023年度（令和5年度）

福山市

市税のしおり

税金の基本の一冊



 FUKUYAMA

目 次

市税のやくわり

- 市税の収入の内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1人あたりの予算の使い道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 福山市の市税の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

課税のしくみなど

- 市民税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - 個人市民税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - 法人市民税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3
 - Q & A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6
- 固定資産税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 6
 - 土地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 9
 - 家屋・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 6
 - 償却資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 1
 - Q & A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 3
- 都市計画税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 7
- 軽自動車税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 8
 - 軽自動車税環境性能割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 8
 - 軽自動車税種別割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 9
 - Q & A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 2
- 市たばこ税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 4
- 入湯税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 4
- 事業所税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 5
- 国民健康保険税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 6
 - Q & A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 7

市税の納付

- 市税の納付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 9
- Q & A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 9

市税などの証明

- 市税などの証明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 1
- Q & A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 0

その他

- エルタックスについて・・・・・・・・・・・・ 9 2
- 市税・国保税出前講座について・・・・・・・・ 9 3
- 市税に関する不服申立てについて・・・・ 9 4
- 国税の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 6
- 県税の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 7

問い合わせ先

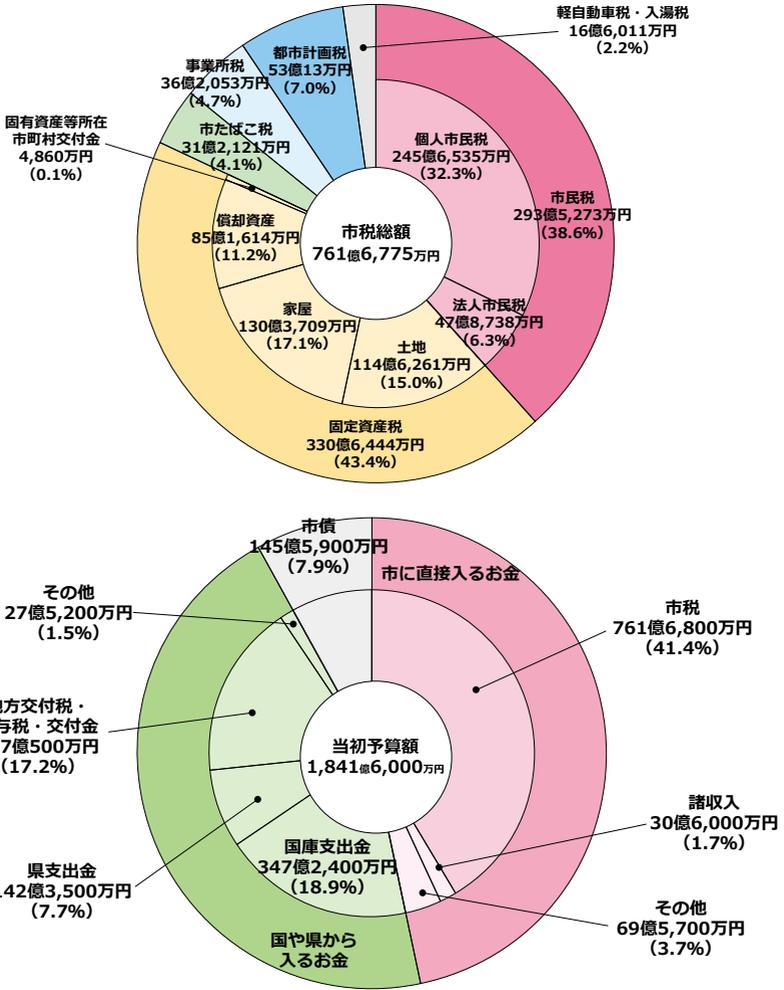
- 市税などの問い合わせ先・・・・・・・・・・・・ 9 8
- 市役所や税務署などの案内図・・・・・・・・ 9 9

第 22 回「税に関する絵はがきコンクール」受賞作品は、
公益社団法人 福山法人会よりご提供いただきました。

市税の収入の内訳

福山市では、みなさんの生活に関わりのある様々な仕事を行っています。市税は、これらの仕事を進める上で、最も大切な財源です。

市税総収入額は、2023年度（令和5年度）当初予算額で、761億6,775万円となっています。



1人あたりの予算の使い道

福山市の予算収入金は、みなさんの生活のあらゆる分野に有効に活かされています。

民生費

178,400 円

生活の安全や福祉の向上のため



教育費

45,500 円

学校教育や社会教育の振興のため



土木費

42,900 円

道路・都市整備のため



衛生費

34,900 円

健康を守るため、ごみ処理のため



総務費

34,400 円

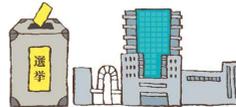
窓口サービスのため



公債費

33,800 円

市の借入金の返済のため



消防費

12,600 円

災害対策のため



商工費

8,000 円

商工業の発展のため



農林水産業費

5,000 円

農業・漁業の発展のため



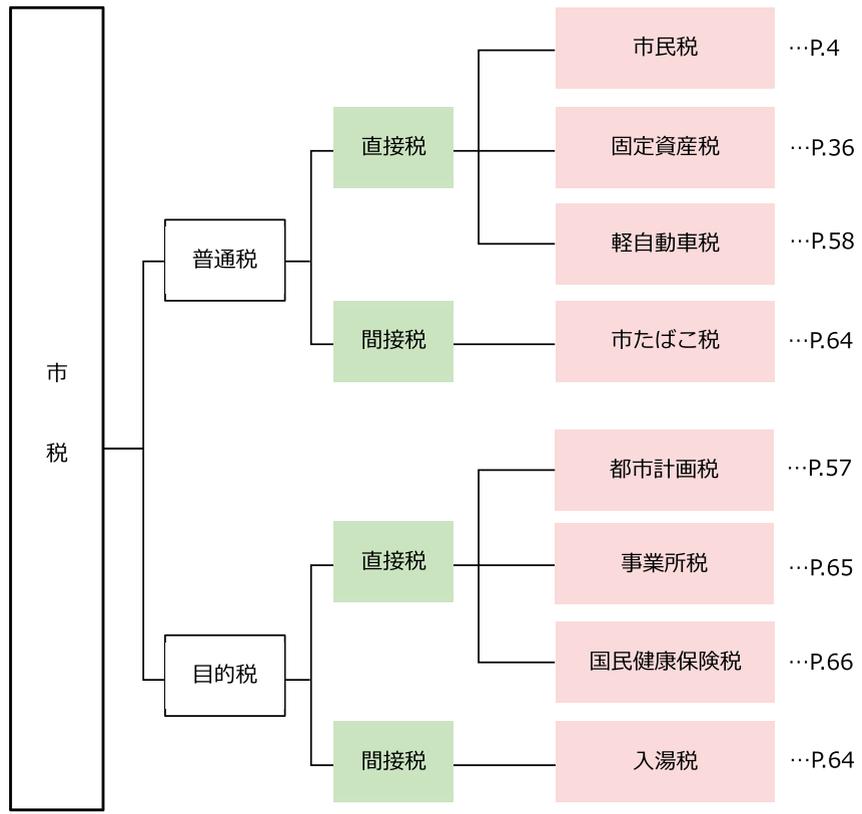
その他

4,300 円

勤労者福祉・議会運営・災害復旧のため

福山市の市税の種類

福山市の市税には、次のような税があります。



用語の説明

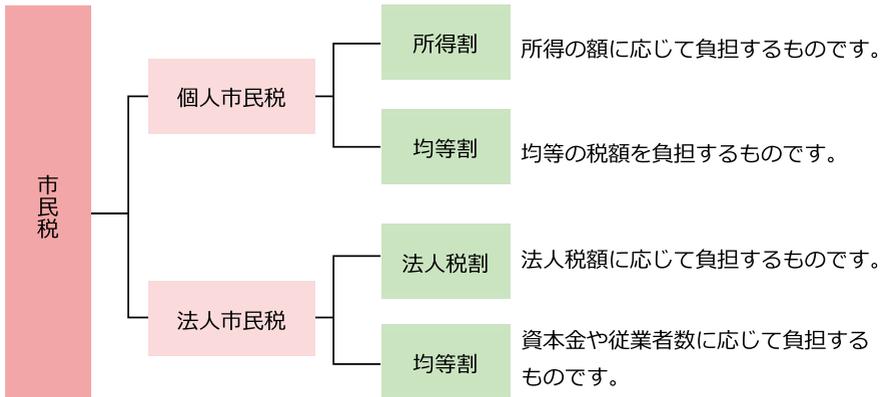
- 普通税…税金の使い道が特定されておらず、どのような事業の費用にも充てることができる税金です。
- 目的税…税金の使い道が特定されている税金です。
- 直接税…税金を負担する人が直接納める税金です。
- 間接税…税金を負担する人が直接納めるのではなく、それ以外の人を経て納める税金です。

市 民 税

■ 市民税の種類

市民税には個人の市民税と法人の市民税があり、それぞれに広く均等に負担していただく均等割と、所得に応じて負担していただく所得割（法人の場合は法人税割）があります。

個人の市民税は、県民税と一括して市が賦課徴収するため、あわせて「市・県民税」や「住民税」ともいいます。



個人市民税

■ 納税義務者

市・県民税を納める人は、次のとおりです。

納 税 義 務 者	納める税	
	均等割	所得割
福山市内に住所がある人	○	○
福山市内に住所はないが、事務所、事業所または家屋敷がある人	○	—

※福山市内に住所や事業所などがあるかどうかについては、その年の1月1日現在の状況で判断します。

■ 市・県民税がかからない人

市・県民税は、それぞれの所得に応じて課税されますが、前年中（1月から12月まで）に所得のなかった人や、次のいずれかの要件に該当する人は均等割や所得割がかかりません。

1 所得割も均等割もかからない人（非課税となる人）

- (1) 1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- (2) 1月1日現在、障がいのある人・未成年者（2023年度（令和5年度）より18歳未満）・ひとり親または寡婦に該当する人で、前年の所得（合計所得金額）が135万円以下の人

【参考】所得135万円とは…？

・ 給与の収入金額では、	2,043,999円
・ 公的年金等の収入金額では、（65歳未満の人）	2,166,667円
（65歳以上の人）	2,450,000円
▷ 詳しくは、P.9～11をご覧ください。	

- (3) 前年の合計所得金額が次の算式で求めた金額以下の人

{(本人+扶養人数) × 35万円 + 10万円 + 21万円} 以下の人

扶養人数	合計所得金額
扶養なし	45万円以下（※）
扶養1人	101万円以下
扶養2人	136万円以下
扶養3人	171万円以下

（※）同一生計配偶者および扶養親族がいない場合は21万円の加算はありません。

2 所得割がかからない人

前年の総所得金額等が次の算式で求めた金額以下の人

{(本人+扶養人数) × 35万円 + 10万円 + 32万円} 以下の人

扶養人数	総所得金額等
扶養なし	45万円以下（※）
扶養1人	112万円以下
扶養2人	147万円以下
扶養3人	182万円以下

（※）同一生計配偶者および扶養親族がいない場合は32万円の加算はありません。

用語の説明

同一生計配偶者…納税義務者と生計を一にする、合計所得金額48万円以下の配偶者のことです。

合計所得金額…純損失、雑損失、居住用財産の譲渡損失の繰越控除を適用しないで計算した総所得金額等の合計額のことです。

総所得金額等…損益通算規定及び純損失、雑損失、居住用財産の譲渡損失の繰越控除を適用した後の所得金額のことです。

■ 税額の計算方法

市・県民税は、次のように計算されています。

$$\boxed{\text{市・県民税 (年税額)}} = \text{所得割額} + \text{均等割額}$$

所得割額 =

$$(\text{所得金額 (※)} - \text{所得控除額}) \times \text{税率 (10\%)} - \text{税額控除額}$$

▷P.9~11 給与所得 雑所得 など	▷P.12~15 医療費控除 扶養控除 など	<内訳> 市民税 6% 県民税 4%	▷P.15~19 住宅ローン控除 寄附金税額控除など
---------------------------	------------------------------	--------------------------	----------------------------------

(※)「所得」とは、収入から必要経費を差し引いた額です。

均等割額 = 5,500 円

(市民税 3,500 円, 県民税 2,000 円)

県民税のうち 500 円は、「ひろしまの森づくり県民税」

※東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災事業費の財源確保のため、2014 年度（平成 26 年度）から 2023 年度（令和 5 年度）までの 10 年間、市・県民税の均等割についてそれぞれ 500 円加算されます。

■ 市・県民税の申告が必要な人

1 月 1 日現在、市内に住所がある人は、原則、前年中の所得を 3 月 15 日（休日・祝日の場合はその翌日）までに福山市へ申告する必要があります。ただし、次のいずれかに該当する人は申告の必要はありません。

- 1 所得税の確定申告をした人
- 2 前年中の所得が給与所得だけで、勤務先から給与支払報告書が提出されている人
- 3 前年中の所得が公的年金等の雑所得だけで、次に該当する人
 - (1) 1958 年（昭和 33 年）1 月 1 日以前に生まれた人で、公的年金の収入金額が 155 万円以下の人
 - (2) 1958 年（昭和 33 年）1 月 2 日以降に生まれた人で、公的年金の収入金額が 105 万円以下の人

※2・3 に該当する人のうち、寄附金税額控除（ふるさと納税など）、医療費控除などの適用を受ける場合は、申告が必要となります。

■ 納税方法

市・県民税の納付方法は、普通徴収と特別徴収の2種類があります。

◆ 普通徴収

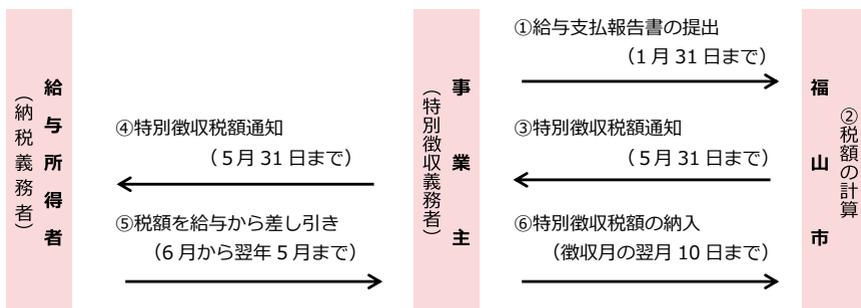
通常、年4回（6月、8月、10月、翌年1月）の納期に分けて、納付書または口座振替などにより納付していただく方法です。納税通知書によって福山市から納税義務者へ通知されます。（P.69～75 参照）

◆ 特別徴収

1 給与からの特別徴収

事業主（特別徴収義務者）が納税義務者に代わり、毎月の給与から税額を差し引いて、翌月の10日までに福山市に納入していただく方法です。

特別徴収は、6月から翌年5月までの12カ月で徴収することになっており、特別徴収義務者を通して税額決定・変更の通知を行います。



2 公的年金からの特別徴収

公的年金の支払者（特別徴収義務者）が納税義務者に代わり、隔月の年金から公的年金分の税額を差し引いて、福山市に納入していただく方法です。

(1) 対象となる人

次の①～④全てに該当する人が対象となります。

- ① 公的年金等の雑所得に係る市・県民税が課税される人
 - ② 4月1日現在65歳以上の人
 - ③ 介護保険料が公的年金から差し引かれている人
 - ④ 老齢基礎年金などの年金を年額18万円以上受給している人
- ※ただし、介護保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料と所得税、市・県民税の合計額が特別徴収対象年金の支給額を超える人は除かれます。

(2) 税額と徴収方法

新たに公的年金からの特別徴収となる人と、前年度から継続して公的年金からの特別徴収になっている人では徴収方法が異なります。

① 新たに公的年金からの特別徴収となる人

- ・今年4月1日までに、新たに65歳になった人
- ・前年度非課税で、今年度課税になる人
- ・前年度特別徴収が停止となった人 など

月	6月	8月	10月	12月	2月
納付額	年税額の 1 / 4	年税額の 1 / 4	年税額の 1 / 6	年税額の 1 / 6	年税額の 1 / 6
	第1期	第2期	本徴収		
納付方法	普通徴収 (納付書または口座振替で納める)		特別徴収 (年金から差し引かれる)		

② 前年度から継続して公的年金からの特別徴収となっている人

月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納付額	前年度年税額の 1 / 6	前年度年税額の 1 / 6	前年度年税額の 1 / 6	年税額の 残り1 / 3	年税額の 残り1 / 3	年税額の 残り1 / 3
	仮徴収			本徴収		
納付方法	特別徴収 (年金から差し引かれる)					

◆ 65歳未満の人の徴収方法

今年4月1日時点で65歳未満であり、公的年金等の雑所得に係る税額がある人は、公的年金からの特別徴収はせず、普通徴収となります。

ただし、給与所得もある人の場合は、給与所得に係る税額と合わせて、給与からの特別徴収とすることができます。

※65歳以上の人の公的年金等に係る税額は、給与からの特別徴収とすることはできません。

■ 課税のしくみ

◆ 所得金額とは

税額計算の基礎となるもので、一般に収入金額から必要経費を差し引いて算定されます。この場合の所得の種類は、次の10種類です。

所得の種類		計算方法
1 利子所得	公債, 社債, 預貯金などの利子	収入金額
2 配当所得	株式や出資の配当など	収入金額 - 株式などの元本取得のために要した借入金の利子
3 不動産所得	地代, 家賃, 権利金など	収入金額 - 必要経費
4 事業所得	事業をしている場合に生じる所得	収入金額 - 必要経費
5 給与所得	サラリーマンの給料など	収入金額 - 給与所得控除額 または特定支出控除額
6 退職所得	退職手当, 一時恩給など	(収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2 (P.20 参照)
7 山林所得	山林を売った場合に生じる所得	収入金額 - 必要経費 - 特別控除額
8 譲渡所得	土地などの財産を売った場合に生じる所得	収入金額 - 必要経費 - 特別控除額
9 一時所得	生命保険の満期や死亡による一時金など	収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 (※課税対象額は 1/2)
10 雑所得	公的年金等, 原稿料など他の所得にあてはまらない所得	次の①と②の合計額 ① 公的年金等の収入金額 - 公的年金等控除額 ② ①を除く雑所得の収入金額 - 必要経費

◆ 非課税所得とは

所得の中には、市・県民税がかからない「非課税所得」があります。

<主な非課税所得>

- 遺族年金や障がい年金
- 雇用保険の失業等給付金
- 健康保険などの保険給付金
- 国や地方自治体を実施する子育てに係る助成など

◆ 給与所得の計算

給与所得については、収入金額から必要経費に代わるものとして給与所得控除額を差し引いて計算します。

給与所得の所得金額は収入金額に応じて次のように計算されます。

収入金額	給与所得の金額
0円 ～ 550,999円	0円
551,000円 ～ 1,618,999円	収入金額 - 550,000円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円 ～ 1,799,999円	A (※) × 2.4 + 100,000円
1,800,000円 ～ 3,599,999円	A (※) × 2.8 - 80,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	A (※) × 3.2 - 440,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円 ～	収入金額 - 1,950,000円

(※) 表中の「A」は収入金額を4で割って千円未満を切り捨てた金額をいいます。

◆ 所得金額調整控除

次に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。

1 給与等の収入金額が850万円を超え、次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合

- (1) 本人が特別障がい者に該当する
- (2) 23歳未満の扶養親族を有する
- (3) 特別障がい者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

所得金額調整控除額 = (給与等の収入額 (※) - 850万円) × 10%

(※) 1,000万円を超える場合は1,000万円

2 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額 =

(給与所得控除後の給与等の金額 (※) + 公的年金等に係る雑所得額 (※)) - 10万円

(※) 10万円を超える場合は10万円

◆ 年金所得の計算

公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を差し引いたものが雑所得になります。

公的年金等の所得金額は収入金額に応じて次のように計算されます。

受給者の年齢	公的年金等収入金額	公的年金等の雑所得の金額		
		公的年金等以外の合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満	0円 ～1,299,999円	収入金額 -600,000円	収入金額 -500,000円	収入金額 -400,000円
	1,300,000円 ～4,099,999円	収入金額×0.75 -275,000円	収入金額×0.75 -175,000円	収入金額×0.75 -75,000円
	4,100,000円 ～7,699,999円	収入金額×0.85 -685,000円	収入金額×0.85 -585,000円	収入金額×0.85 -485,000円
	7,700,000円 ～9,999,999円	収入金額×0.95 -1,455,000円	収入金額×0.95 -1,355,000円	収入金額×0.95 -1,255,000円
	10,000,000円～	収入金額 -1,955,000円	収入金額 -1,855,000円	収入金額 -1,755,000円
65歳以上	0円 ～3,299,999円	収入金額 -1,100,000円	収入金額 -1,000,000円	収入金額 -900,000円
	3,300,000円 ～4,099,999円	収入金額×0.75 -275,000円	収入金額×0.75 -175,000円	収入金額×0.75 -75,000円
	4,100,000円 ～7,699,999円	収入金額×0.85 -685,000円	収入金額×0.85 -585,000円	収入金額×0.85 -485,000円
	7,700,000円 ～9,999,999円	収入金額×0.95 -1,455,000円	収入金額×0.95 -1,355,000円	収入金額×0.95 -1,255,000円
	10,000,000円～	収入金額 -1,955,000円	収入金額 -1,855,000円	収入金額 -1,755,000円

※受給者の年齢は、前年の12月31日現在で判定します。

◆ 所得控除とは

納税義務者に同一生計配偶者や扶養親族がいるかどうかなど個人的な事情を考慮し、実情に応じた税負担を求めるため所得金額から差し引くものをいいます。

種類	控除の内容	控 除 額																			
1	雑損控除 前年中に災害・盗難・横領などにより資産に損害を受けた場合	次のいずれか多い金額 ①(損失額－保険金などによる補てん額)－(総所得金額等の合計額の10%) ②災害関連支出の金額－5万円																			
2	医療費控除 納税義務者本人や生計を一にする親族のために前年中に支払った医療費が一定の金額以上ある場合 ※2017年(平成29年)1月1日よりセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)が創設されています。(P.34参照)	(支払った医療費－保険金などによる補てん額)－(10万円または総所得金額等の合計額の5%のいずれか少ない額) ※適用限度額 200万円																			
3	社会保険料控除 前年中に国民健康保険税や国民年金保険料などを支払った場合	支払った保険料全額																			
4	小規模企業共済等掛金控除 前年中に次の掛金を支払った場合 ・小規模企業共済制度に基づく掛金または心身障がい者扶養共済の掛金 ・確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金および個人型年金加入者掛金	支払った掛金全額																			
5	生命保険料控除 前年中に生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料を支払った場合 ①旧契約(2011年(平成23年)12月31日以前の保険契約) 生命保険料, 個人年金保険料の区分ごとに次のとおり計算します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">支払った保険料</th> <th style="width: 50%;">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払った保険料全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超 40,000円以下</td> <td>支払った保険料×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超 70,000円以下</td> <td>支払った保険料×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table> ②新契約(2012年(平成24年)1月1日以降の保険契約) 生命保険料, 個人年金保険料, 介護医療保険料の区分ごとに次のとおり計算します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">支払った保険料</th> <th style="width: 50%;">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払った保険料全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超 32,000円以下</td> <td>支払った保険料×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超 56,000円以下</td> <td>支払った保険料×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table> ①+②=控除額の合計(適用限度額: 70,000円)となります。 ※一般分・個人年金分については旧契約と新契約どちらも控除の適用を受ける場合は, 28,000円が限度となります。 ただし, 旧契約に係る控除額が 28,000円を超える場合は旧契約に係る控除額(上限 35,000円)を適用します。	支払った保険料	控除額	15,000円以下	支払った保険料全額	15,000円超 40,000円以下	支払った保険料×1/2+7,500円	40,000円超 70,000円以下	支払った保険料×1/4+17,500円	70,000円超	35,000円	支払った保険料	控除額	12,000円以下	支払った保険料全額	12,000円超 32,000円以下	支払った保険料×1/2+6,000円	32,000円超 56,000円以下	支払った保険料×1/4+14,000円	56,000円超	28,000円
支払った保険料	控除額																				
15,000円以下	支払った保険料全額																				
15,000円超 40,000円以下	支払った保険料×1/2+7,500円																				
40,000円超 70,000円以下	支払った保険料×1/4+17,500円																				
70,000円超	35,000円																				
支払った保険料	控除額																				
12,000円以下	支払った保険料全額																				
12,000円超 32,000円以下	支払った保険料×1/2+6,000円																				
32,000円超 56,000円以下	支払った保険料×1/4+14,000円																				
56,000円超	28,000円																				

種類	控除の内容	控 除 額	
6	地震保険料 控除	前年中に地震保険料・旧長期損害保険料を支払った場合	
		①地震保険料	
		支払った保険料	控除額
		50,000 円以下	支払った保険料×1/2
		50,000 円超	25,000 円
		②旧長期損害保険料（2006 年（平成 18 年）12 月 31 日以前の保険契約）	
		支払った保険料	控除額
		5,000 円以下	支払った保険料全額
5,000 円超 15,000 円以下	支払った保険料×1/2+2,500 円		
15,000 円超	10,000 円		
①+②=控除額の合計（適用限度額：25,000 円）となります。 ※一つの契約に、①と②どちらも含まれている場合、いずれか一方を選択することになります。			

○人的控除

種類	控除の内容	控除額				
7	障がい者 控除	納税義務者、同一生計配偶者または扶養親族が、身体障がい者手帳などの手帳の交付を受けている場合 ※手帳所持者に準ずるものとして福祉事務所の認定を受けた場合も対象です。 また、次の場合は控除額が変わります。	2 6 万円			
		①特別障がい者 手帳の等級が次の表に当てはまる場合	3 0 万円			
		②同居特別障がい者 同居している同一生計配偶者や扶養親族などが特別障がい者である場合	5 3 万円			
8	ひとり親控除 寡婦控除	種類	対象者	所得要件 (納税義務者)	控除額	
		ひとり親	男女問わず	未婚・配偶者と死別・離婚後再婚していない人や配偶者が生死不明などの人で、生計を一にする子（総所得金額等 48 万円以下）を有する人	合計所得金額 500 万円以下	3 0 万円
		寡婦	女性	①夫と死別後再婚していない人や夫が生死不明などの人 ②夫と死別・離婚後再婚していない人や夫が生死不明などの人で、子以外の扶養親族を有する人		2 6 万円
		※ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫（未届）」 「妻（未届）」の記載がある場合は対象外となります。				

種類		控除の内容	控除額	
9	勤労学生控除	学校教育法に規定する学校の学生などで、合計所得金額が75万円以下であり、勤労によらない所得が10万円以下である場合	26万円	
10	配偶者控除 配偶者特別控除	納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下であり、生計を一にする配偶者の合計所得金額が次の表に当てはまる場合 ○別表「配偶者控除・配偶者特別控除 控除額一覧」参照	別表参照 (P.15)	
11	扶養控除	生計を一にする扶養親族（合計所得金額48万円以下）を有する場合		
		種類	扶養親族の年齢	控除額
		一般	16～18歳, 23～69歳	33万円
		特定	19～22歳	45万円
		老人	70歳以上	38万円
		同居老親等	70歳以上の同居の父母など	45万円
※16歳未満の扶養親族については控除対象外ですが、市・県民税の非課税規定の判定における扶養人数に含めます。				
12	基礎控除	納税義務者の合計所得金額が	合計所得金額	控除額
		2,500万円以下の場合	2,400万円以下	43万円
		※2021年度（令和3年度）から基礎控除額を一律10万円引き上げ、合計所得金額	2,400万円超 2,450万円以下	29万円
		2,400万円超から逡減し2,500万円超で適用されなくなりました。	2,450万円超 2,500万円以下	15万円
			2,500万円超	適用なし

※7～11については、前年の12月31日現在の状況で判断します。

○別表「配偶者控除・配偶者特別控除 控除額一覧」

配偶者の合計所得金額 【(参考) 給与の収入金額】			納税義務者の合計所得金額			
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
配偶者控除	①70歳未満 (控除対象配偶者)	48万円以下 [~1,030,000円]	33万円	22万円	11万円	適用なし※
	②70歳以上 (老人控除対象配偶者)		38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	48万円超 100万円以下 【1,030,001円~1,550,000円】		33万円	22万円	11万円	適用なし
	100万円超 105万円以下 【1,550,001円~1,600,000円】		31万円	21万円	11万円	
	105万円超 110万円以下 【1,600,001円~1,667,999円】		26万円	18万円	9万円	
	110万円超 115万円以下 【1,668,000円~1,751,999円】		21万円	14万円	7万円	
	115万円超 120万円以下 【1,752,000円~1,831,999円】		16万円	11万円	6万円	
	120万円超 125万円以下 【1,832,000円~1,903,999円】		11万円	8万円	4万円	
	125万円超 130万円以下 【1,904,000円~1,971,999円】		6万円	4万円	2万円	
	130万円超 133万円以下 【1,972,000円~2,015,999円】		3万円	2万円	1万円	
133万円超 【2,016,000円~】		適用なし				

※扶養親族などの人数には含まれ、市・県民税の非課税判定や、配偶者の均等割軽減、障がい者控除の適用はできません。

■ 同一生計配偶者…納税義務者と生計を一にし、合計所得金額が48万円以下の配偶者

■ 控除対象配偶者…同一生計配偶者のうち、納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下の配偶者

◆ 税額控除の種類

1 調整控除

税源移譲による個人の負担増を調整するため、所得税と市・県民税の人的控除額（基礎控除や扶養控除など）の差に応じて所得割額から差し引かれます。

合計課税所得金額 (※)	調整控除額
200万円以下	①と②のいずれか少ない額の5%(市民税3%,県民税2%) ① 次の表(P.16)の控除の適用がある場合は、人的控除額の差の合計額 ② 合計課税所得金額
200万円超	①-②(5万円を下回る場合は5万円)の5%(市民税3%,県民税2%) ① 次の表(P.16)の控除の適用がある場合は、人的控除額の差の合計額 ② 合計課税所得金額-200万円
2,500万円超	適用されません

※合計課税所得金額…総所得金額、山林所得金額および退職所得金額に係る課税所得金額の合計額のことです。

○市・県民税と所得税の人的控除額の差

種 類		差 額	種 類		差 額
障がい者 控除	一 般	1万円	扶養控除	一 般	5万円
	特 別	10万円		特 定	18万円
	同居特別	22万円		老 人	10万円
ひとり親 控除	女 性	5万円		同 居 老親等	13万円
	男 性	1万円(※1)			
寡婦控除		1万円	基礎控除		5万円(※2)
勤労学生控除		1万円			

(※1) 差額は5万円ですが、調整控除額を算出する場合、1万円で計算します。

(※2) 合計所得金額により差額が変動しますが、一律5万円で計算します。

種 類			差 額		
納税義務者の 配偶者の 合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者 控除	一 般	48万円 以下	5万円	4万円	2万円
	老 人		10万円	6万円	3万円
配偶者 特別 控除	48万円超 50万円未満		5万円	4万円	2万円
	50万円以上 55万円未満		3万円	2万円	1万円

2 配当控除

株式の配当などの所得があるときは、その金額に次表の率を乗じた額が市・県民税の所得割額から差し引かれます。

区 分		課税総所得金額等が 1,000万円以下の部分		課税総所得金額等が 1,000万円を超える部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当など		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券 投資信託等	外貨建等証券 投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券 投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

※申告分離課税を選択した場合、配当控除の対象となりません。

3 住宅ローン控除（住宅借入金等特別税額控除）

所得税において住宅ローン控除が適用されている人について、次の(1)と(2)のいずれか少ない額が、翌年度の市・県民税の所得割額から差し引かれます。

(1) 所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額

$$\boxed{\text{市・県民税の住宅ローン控除額}} = \boxed{\text{当該年分の住宅ローン控除可能額}} - \boxed{\text{当該年分の所得税額}}$$

※居住年が2007年（平成19年）もしくは2008年（平成20年）の場合、控除額はありませぬ。

(2) 控除限度額

居住年	2009年（平成21年）1月 ～2014年（平成26年）3月	2014年（平成26年）4月 ～2021年（令和3年）12月 ※1	2022年（令和4年）1月 ～2025年（令和7年）12月 ※2※3
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5% （上限 97,500 円）	所得税の課税総所得金額等の7% （上限 136,500 円）	所得税の課税総所得金額等の5% （上限 97,500 円）

- (※1) 消費税率8%または10%で購入した人に限ります。それ以外の場合は「所得税の課税総所得金額等の5%（上限 97,500 円）」となります。
- (※2) 2022年（令和4年）中に入居した人のうち、消費税率が10%かつ、注文住宅は2020年（令和2年）10月から2021年（令和3年）9月末まで、分譲住宅等は2020年（令和2年）12月から2021年（令和3年）11月末までに契約を締結した場合は、「所得税の課税総所得金額等の7%（上限 136,500 円）」となります。
- (※3) 2024年（令和6年）以降に建築確認を受ける新築住宅については、一定の省エネ基準に適合していることが要件です。

<控除の方法>

給与支払報告書（源泉徴収票）や確定申告書に記載された、住宅借入金等特別控除可能額や居住開始年月日に基づき、福山市で計算します。

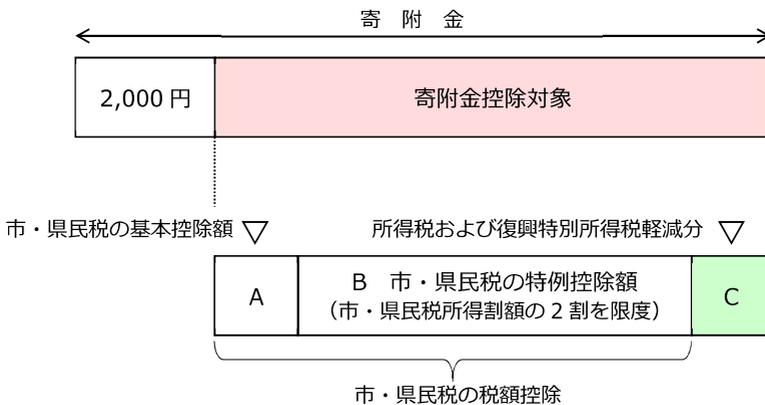
4 寄附金税額控除

前年中に次の寄附金を支出し、合計額が2,000円を超える場合は、その超える金額の市民税は6%、県民税は4%に相当する金額（総所得金額等の合計額の30%を上限）が所得割額から差し引かれます。

- (1) 総務大臣が指定する都道府県、市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）
- (2) 住所地の道府県共同募金会および日本赤十字社に対する寄附金
- (3) 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、福山市税条例で定めた、福山市内に事務所などがある学校法人、社会福祉法人などへの寄附金

<寄附金税額控除の構成>

- A 基本控除額…寄附金から2,000円を引いた額の10%
- B 特例控除額…寄附金から2,000円を引いた額から基本控除額（図のA）と所得税および復興特別所得税軽減分（図のC）を引いた額
- ※Bの特例控除額は、2019年（令和元年）6月1日以降は、総務大臣から指定を受けた都道府県・市区町村への寄附金（ふるさと納税）のみ適用されます。



<ふるさと納税ワンストップ特例制度>

この制度は、確定申告の不要な給与所得者等が市町村等の自治体に寄附を行う場合に、税申告（確定申告や市・県民税の申告）を行わなくても、所得税控除分相当額を含め寄附した翌年度の市・県民税から税の控除を受けられるしくみです（ご利用いただく場合には、寄附先の自治体に特例適用の申請書を提出する必要があります）。

ただし、次のいずれかに該当した人は、ワンストップ特例制度を申請しても寄附金控除は一切受けられませんので、全ての寄附金について確定申告または市・県民税の申告を行う必要があります（福山市から申告特例無効通知を送付します）。

- ✓ ワンストップ特例の申請書を提出した自治体の数が6以上だった人
- ✓ 確定申告または市・県民税の申告が必要となった人※
- ✓ 寄附をした年分の確定申告書または福山市への申告書を提出した人
- ✓ 申請時に記載した住所が寄附をした翌年1月1日住所地の市町村とは異なる人（寄附をした翌年1月10日までに寄附先に変更の届出を出した人を除く）

※給与・年金所得以外の所得が年額20万円を超える人は、確定申告をする必要があります。

給与・年金所得以外の所得が年額20万円以下の人は、確定申告は不要ですが市・県民税の申告をする必要があります。

5 外国税額控除

外国で得た所得について、その国の所得税などを納めているときは、申告により、その外国税額が市・県民税の所得割額から差し引かれます。

6 配当割額・株式等譲渡所得割額の控除

上場株式等に係る配当所得等・株式等譲渡所得の5%相当額（市民税 3/5・県民税 2/5）があるとき、申告により、市・県民税の所得割額から差し引かれます。控除しきれなかった金額があるときは、均等割額に充当または還付されます。

■ 課税の特例

◆ 退職所得の特例

退職所得に係る税額は、他の所得と区分して、退職手当等が支払われる際に徴収されます。これを「現年分離課税」といいます。

$$\text{税額} = \{ \text{退職手当等の金額} - \text{退職所得控除額 (表1)} \} \times 1/2 \text{ (表2)} \\ \times \text{税率 (市民税6\%・県民税4\%)}$$

表1 退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数（80万円に満たないときは80万円）
20年を超える場合	800万円+70万円×（勤続年数-20年）

※ 障がい者になったことに直接起因して退職したと認められる場合、上記によって計算した金額に100万円を加算します。

表2 2分の1課税の適用について

勤続年数	従業員		役員など
	控除後の金額のうち 300万円以下の部分	控除後の金額のうち 300万円を超える部分	
5年以下	適用あり	適用なし	適用なし
5年超		適用あり	適用あり

※ 2022年（令和4年）1月1日以降に支払いを受ける退職手当等が対象

◆ 土地建物の譲渡所得の特例

土地や建物を買ったときは、給与所得などの所得と別々に計算を行います。

$$\text{課税譲渡所得金額} = \text{譲渡価格} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - \text{特別控除額}$$

長期譲渡所得	譲渡した年の1月1日における所有期間が5年を超える土地建物の譲渡所得
短期譲渡所得	譲渡した年の1月1日における所有期間が5年以下の土地建物の譲渡所得

1 長期譲渡所得の税額の計算

課税長期譲渡所得金額		税 額 計 算	税 率	
			市民税	県民税
一般		課税長期譲渡所得金額×税率	3.0%	2.0%
優良住宅等に 係る長期 譲渡所得	2,000万円 以下の場合	課税長期譲渡所得金額×税率	2.4%	1.6%
	2,000万円 超の場合	市民税 48万円（県民税 32万円） +（課税譲渡所得金額 - 2,000万円） ×税率	3.0%	2.0%
	※収用等により代替資産を取得したときの特別控除を適用した場合は、 この軽減税率の適用はありません。			
居住用財産 に係る長期 譲渡所得	6,000万円 以下の場合	課税長期譲渡所得金額×税率	2.4%	1.6%
	6,000万円 超の場合	市民税 144万円（県民税 96万円） +（課税譲渡所得金額 - 6,000万円） ×税率	3.0%	2.0%

2 短期譲渡所得の税額の計算

税額 = 課税短期譲渡所得金額 × 税率（次表）

課税短期譲渡所得金額	税 率	
	市民税	県民税
一般	5.4%	3.6%
国または地方公共団体等に対する短期譲渡所得	3.0%	2.0%

○土地建物等の譲渡所得の特別控除額

譲 渡 の 内 容	特別控除額
収用等による譲渡	5,000万円
居住用財産の譲渡	3,000万円
特定土地区画整理事業等の譲渡	2,000万円
特定住宅地造成事業等の譲渡	1,500万円
農地保有の合理化等による譲渡	800万円
低未利用土地等の譲渡	100万円

◆ 上場株式等に係る配当等所得について

1 申告について

上場株式等に係る配当所得（大口株主等を除く）については、総合課税、申告分離課税または申告不要制度を選択することができます。納税通知書が送達されるまでに、確定申告書とは別に市・県民税申告書をご提出いただくことにより、所得税と異なる課税方法を選択することができます。

なお、2021年分（令和3年分）の確定申告から上場株式等に係る配当所得について、その全てを申告不要とする場合は、所得税の確定申告書「住民税に関する事項」の該当欄へ記載することで、市・県民税の申告書の提出を省略することができます。ただし、譲渡損失の繰越控除を申告する場合や特定配当等の一部のみ申告不要とする場合は、今までどおり確定申告書とは別に、市・県民税の申告書の提出が必要になります。

2 主な内容（課税関係）

	確定申告をする		確定申告をしない (確定申告不要制度適用)
	総合課税を選択	申告分離課税を選択	
借入金利子の控除	あり	あり	なし
税率	所得税：累進税率 市・県民税：10%	所得税：15% 市・県民税：5%	所得税：15% 市・県民税：5%
配当控除	あり	なし	なし
上場株式等の譲渡損失との損益通算	なし	あり	なし（※1）
扶養控除等の判定	合計所得金額に含まれる	合計所得金額に含まれる（※2）	合計所得金額に含まれない

（※1） 特定口座で同一の源泉徴収口座内であれば、上場株式等の譲渡損失と損益通算することができます。

（※2） 上場株式等の譲渡損失と申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算の特例を適用している場合で、上場株式等の譲渡繰越損失と損益通算している場合は、損益通算前の金額が合計所得金額になります。

法人市民税

■ 納税義務者

法人市民税の納税義務者は次のとおりです。

納 税 義 務 者	納める税	
	均等割	法人税割
福山市内に事務所や事業所がある法人	○	○
福山市内に事務所や事業所はないが、寮・宿泊所がある法人	○	—

※法人には人格のない社団・財団等（収益事業を行うもの）を含みます。

■ 税額の計算方法

法人市民税 = 均等割額 + 法人税割額



◆ 均等割額の計算方法

税額 = 事務所，事業所を有していた月数 × 税率（次表） ÷ 12

○均等割の税額表

※均等割は算定期間の末日現在において次の区分によります。

法人の区分		税率（年額）
1 公共法人および公益法人等		5 万円
2 人格のない社団・財団等		
3 一般社団法人・一般財団法人（非営利型を除く。）		
4 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額 または出資金の額を有しないもの		
資本金等の額	福山市内の事務所等の従業者数	税率（年額）
1,000 万円以下	50 人以下	5 万円
	50 人 超	12 万円
1,000 万円超 1 億円以下	50 人以下	13 万円
	50 人 超	15 万円
1 億円超 10 億円以下	50 人以下	16 万円
	50 人 超	40 万円
10 億円超 50 億円以下	50 人以下	41 万円
	50 人 超	175 万円
50 億円超	50 人以下	41 万円
	50 人 超	300 万円

◆ 法人税割額の計算方法

税額 = 国税の法人税額 ÷ 全従業者数 × 福山市内の従業者数 × 適用税率（次表）

○法人税割の適用税率

事業年度の開始日	適用税率
2014年（平成26年）9月30日以前	14.7%
2014年（平成26年）10月1日～ 2019年（令和元年）9月30日	12.1%
2019年（令和元年）10月1日以後	8.4%

■ 申告納付

法人市民税は、法人自ら次のとおり申告納付を行う必要があります。

申告の種類	申告期限	納付期限
確定申告	原則として事業年度終了の日の翌日から2カ月以内。 ただし、法人税において申告期限の延長の承認を受けた場合は法人市民税の申告期限も延長されます。	事業年度終了の日の翌日から2カ月以内。 ただし、法人税において申告期限の延長の承認を受けた場合であっても、納付期限は <u>延長されません。</u>
仮決算による 中間申告	事業年度開始の日以後6カ月を経過した日から	
予定申告	2カ月以内（※）。	

（※）公共法人、公益法人等、協同組合等、人格のない社団等、事業年度が6カ月以下の法人、新たに設立された法人、前事業年度の確定法人税額が20万円以下の法人等は、中間（予定）申告を行う必要はありません。

なお、公共法人・公益法人等で均等割のみが課税される法人は、決算期にかかわらず、毎年4月30日までに均等割についての申告・納付を行う必要があります。

■ 法人の設立・設置や異動の届出

法人を新たに設立したときや事業所等（支店・営業所など）の設置をしたとき、または法人に異動があったときは、**税務署・都道府県税事務所とあわせて、所在地の市町村にも**次のとおり届出をお願いします。

内 容	必要な届出	必要な添付書類（写しで可）
法人の設立 事業所等の設置	設立・開設届	履歴事項全部証明書、定款等
法人の異動	異動届	履歴事項全部証明書等異動の内容が分かるもの

<法人の主な異動事項>

名称・商号、本店所在地、書類の送付先、代表者、代表者住所、資本金額、事業年度、福山市内の事業所等の名称・所在地、申告期限の延長期間、休業、解散、清算終了、合併、福山市内の事業所等の閉鎖 など

■ 届出の方法

設立・開設届、異動届はそれぞれ福山市ホームページに様式を掲載しておりますので、ダウンロードしてお使いください。

なお、eLTAX による届出も可能です。

<各種様式の掲載場所>

○福山市ホームページからの検索

「担当部署でさがす」を選択▷「市民税課」を選択▷「法人市民税について」を選択してください。「法人市民税について」のページ下部に様式をまとめて掲載しています。

○インターネットでの検索

検索窓に「福山市 法人市民税」と入力して検索してください。検索結果に福山市の「法人市民税について」のページが表示されます。

福山市 法人市民税



■ 問い合わせ先

福山市役所市民税課 第5担当（法人市民税担当）

Tel 084-928-1019

個人市民税 Q & A

年の途中で市外から引越してきた場合の市・県民税は

- Q.** 私は、2023年（令和5年）の5月にA市から福山市へ引越しをしました。2023年度（令和5年度）の市・県民税はどこに納めることになりますか。
- A.** あなたの場合、A市から納税通知書が届きますのでA市に納めてください。
福山市に市・県民税を納める人（納税義務者）は次のとおりです。
- その年の1月1日現在の状況で
- 1 福山市内に住所がある人
 - 2 福山市内に住所はないが、事務所、事業所または家屋敷がある人
- よって、2023年（令和5年）1月1日現在はA市にお住まいだったため、2023年度（令和5年度）の市・県民税は、A市で課税されることとなります。
- また、この場合、所得証明書が必要な場合もA市で発行されますので、A市へ請求してください。

給与所得以外の所得が20万円以下のときの申告は

- Q.** 私は、勤務のかたわら雑誌の原稿を書き、その所得が18万円ほどあります。所得税の場合は、20万円以下であれば申告不要と聞いていますが、市・県民税の申告は必要ですか。
- A.** 確定申告は不要とされていますが、市・県民税の申告は必要です。
所得税については、源泉徴収が行われていることなどから、給与所得以外の所得が20万円以下の場合には確定申告が不要とされています。
市・県民税については、所得税のような源泉徴収制度がなく、また、他の所得と合算して税額が計算されますので、給与所得以外の所得がある場合には、所得の多少にかかわらず、市・県民税の申告をしていただく必要があります。

住民税（市・県民税）と所得税の違いは

- Q.** 住民税と市・県民税と所得税はそれぞれ違う税金なのでしょうか。
- A.** 住民税と市・県民税は同じものを表しています。
 市・県民税は市の税金である「市民税」と県の税金である「県民税」を合わせた呼び方であり、一般にこの2つの税をまとめて「住民税」と呼んでいます。
 これに対し、所得税は国税であるため、住民税（市・県民税）とは異なる税金です。

住民税（市・県民税）と所得税の主な相違点は次の表のとおりです。

区 分	住民税（市・県民税）	所 得 税
課税主体	1月1日現在の住所地の市区町村・都道府県	国
課税の時期	所得のあった年の翌年度に課税されます。	所得のあった年（現年）に課税されます。
均等割	均等割の制度があります（詳細は P.6 をご覧ください）。 市民税：3,500 円 県民税：2,000 円	均等割にあたるものはありません。
税率	課税所得の大小にかかわらず、 市民税：6% 県民税：4% （標準税率）	課税所得に応じた7段階の超過累進税率 （5%、10%、20%、23%、33%、40%、45%）
納税の方法 （給与所得者の場合）	毎年6月から翌年5月までの毎月の給与から特別徴収されます。	毎年1月から12月までの毎月の給与のほか、ボーナスからも源泉徴収されます。
所得控除	P.12～15をご覧ください。	住民税（市・県民税）とは控除額が一部異なります。
申告時期	2月中旬～3月中旬までの間 （申告に関する詳しい内容については、2月の広報誌や福山市 HP でご確認ください、市民税課（P.98 参照）へお問い合わせください。）	

申告の際にマイナンバー（個人番号）書類が必要ですか

- Q. 申告の際にマイナンバー（個人番号）書類が必要ですか。
- A. マイナンバー（個人番号）の記載，本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

※本人確認書類とは次のとおりです。

- ・マイナンバー（個人番号）カードをお持ちの人
マイナンバー（個人番号）カードが本人確認書類となります。
- ・マイナンバー（個人番号）カードをお持ちでない人
番号確認書類（通知カード，住民票の写しなどマイナンバー（個人番号）を確認できる書類）と身元確認書類（運転免許証，健康保険証などマイナンバー（個人番号）の持ち主であることを確認できる書類）の2点で本人確認書類となります。



第22回 「税に関する絵はがきコンクール」
金賞作品

年金収入が 400 万円以下の場合の申告は

Q. 公的年金のみで生活しています。確定申告や市・県民税の申告は必要ですか。

A. 公的年金を受給している人の申告の要否については所得税と市・県民税で違いがあります。

■ 所得税について

「公的年金の収入金額の合計額が 400 万円以下」で、かつ「公的年金以外の所得が 20 万円以下」の人は、確定申告は不要です。

また、所得の合計額が所得控除より少ない場合においても、確定申告は不要です。

ただし、上記に当てはまる人で所得税が源泉徴収されている場合は、医療費控除等の所得控除を確定申告することで、その還付を受けられる場合があります。※

■ 市・県民税について

医療費控除や生命保険料控除等の控除の追加がある人は、市・県民税の申告が必要です。

また、「公的年金以外の所得が 20 万円以下」で確定申告が不要な人であっても、市・県民税の申告は必要ですのでご注意ください（詳しくは P.6 をご覧ください）。

※ 確定申告をした場合、市・県民税の申告は不要です。

会社を退職したあと納税通知書が届いたのですが

- Q.** 私は、9月末で会社を退職したのですが、10月になって、市から納税通知書が送られてきました。
在職中、市・県民税は給料から差し引かれていたはずですが、なぜでしょうか。
- A.** 給与所得者の場合、市・県民税は、原則として12回（6月から翌年5月まで）に分けて、毎月の給料から差し引かれます。
しかし、年の途中で退職すると、退職した翌月以降の市・県民税は、給料から差し引くことができなくなります。
したがって、残りの市・県民税は、納税通知書によって納めていただくこととなりますので、給料から差し引くことができなくなった10月以降の8カ月分の税額について納税通知書をお送りしています。



現在無職なのに納税通知書が送られてきましたが

- Q.** 私は、2022年（令和4年）10月末に会社を退職して、今は無職です。ところが、2023年（令和5年）6月になって、市から納税通知書が送られてきました。無職で収入のない私が、この税金を納めなければならないのでしょうか。
- A.** あなたの場合、今年度分の市・県民税は、納めていただくこととなります。市・県民税は、前年中（1月から12月まで）の所得に基づいて、その翌年課税されるしくみになっているためです。
したがって、前年である2022年（令和4年）中に所得があった場合は、2023年度（令和5年度）の市・県民税が課税されることとなります。

毎月の給与から市・県民税を引いてほしいのですが

- Q.** 私の市・県民税の納付方法は、納付書で年4回に分けて納付する「普通徴収」となっていますが、給与収入があるので、毎月の給与から差し引いて年12回で納付する「特別徴収」に変更できませんか。
- A.** 給与収入がある人で、市・県民税が特別徴収でない人は、現在の勤務先の経理担当者へご相談ください。経理担当者から市民税課（P.98参照）へご連絡いただければ、特別徴収に切り替える手続きをとらせていただきます。
ただし、申請時点で普通徴収の納期限が過ぎているものは、特別徴収への切替はできません。
- ※所得税を源泉徴収する義務のある事業主（特別徴収義務者）は、全ての従業員（納税義務者）から市・県民税を特別徴収することが法令で義務づけられています。

死亡した人の市・県民税は

- Q.** 私の父は、今年の7月に死亡しましたが、父の市・県民税は、どのようになるのでしょうか。
- A.** 市・県民税は、毎年1月1日現在で住所のある人に対して、前年中（1月から12月まで）の所得に基づいて、その年度の課税が決定されることになっています。
- これは、年の途中で死亡された人に対しても同様に、前年中の所得に基づいて、その年度の課税が決定されていますので、死亡された人でもその年度の市・県民税は、納めていただかなければなりません。
- 死亡された人の市・県民税については、相続人がその納税義務を引き継ぐことになり、その残りの税額を納めていただくことになります。
- なお、今年中に死亡された人に対しては来年度分の市・県民税は課税されませんが、所得税の申告が必要となる場合がありますので、詳しくは、税務署（P.101 参照）へお問い合わせください。

16歳未満の年少扶養親族について、申告の必要は

- Q.** 16歳未満の扶養親族については扶養控除の対象外とのことですが、申告書への記入は必要ですか。
- A.** 記入が必要です。
- 市・県民税には非課税規定があり、その判定のために年少扶養親族の数も必要となるためです。
- 16歳未満の親族を扶養している人は、次の①、②の申告書について記入漏れのないようご注意ください。
- ① 市・県民税の申告書の場合
「控除対象扶養親族」欄下の「16歳未満の扶養親族」欄へ記入してください。
 - ② 確定申告書の場合
第二表の「配偶者や親族に関する事項」欄へ記入してください。

生命保険金の受け取りと税金

- Q.** 私は、妻の死亡に伴い、生命保険会社から保険金の支払いを受けました。何の所得になりますか。
 なお、保険料の支払者、保険金の受取人とも私です。
- A.** あなたの場合は、「一時所得」になります。
 一時所得の計算方法は、次のとおりです。

一時所得の金額	=	保険金	-	支払保険料	-	50万円
【課税される一時所得】	=	一時所得の金額			×	1/2

なお、保険金を受け取る場合、その保険金が死亡によるものか、満期によるものか、また、保険料の支払者が誰であるかでその課税方法が異なります。

これを夫婦の関係で見ると、次のとおりです。

区分	保険料の支払者	被保険者	受取人	事由	課税関係
①	 夫	 夫	 夫	満期	夫の一時所得 ⇒所得税，市・県民税
②	 夫	 夫	 妻	満期 夫の死亡	妻に贈与税 妻に相続税
③	 夫	(契約者)  妻	 妻	夫の死亡	妻に相続税 (生命保険契約に関する権利)
④	 夫	 妻	 夫	満期 妻の死亡	夫の一時所得 ⇒所得税，市・県民税

収入がない場合の申告は

- Q.** 私は、前年中に収入がありませんでした。収入がなくても申告をしなければならないのでしょうか。
- A.** 市・県民税の申告書は、国民健康保険税の申告書も兼ねており、収入がなかった人にも記入していただく欄がありますので、その旨を申告していただくようお願いしています。

もし、申告をしていないと、あなたに収入がないということが把握できず、国民健康保険税の軽減ができなかったり、所得証明書や所得課税証明書（非課税を含む。）が発行できないなど、各種の行政サービスを受けるときに支障をきたすことがあります。

医療費を支出したときの医療費控除

Q. 私は、前年中に妻が病気で入院し、医療費として 80 万円支払いました。医療費控除の額はいくらになりますか。

なお、私の前年中の所得は 450 万円、保険会社からの補てん金は 50 万円です。

A. 医療費控除額は次のように計算します。

【医療費控除額】 =

前年中に 支払った 医療費	－	保険などで 補てん される金額	－	次のいずれか少ない金額 (1) 10 万円 (2) 総所得金額等の合計額の5%
---------------------	---	-----------------------	---	---

あなたの場合、医療費控除額の計算は

医療費 80 万円 － 補てん金 50 万円 = 30 万円

(2) の「総所得金額等の合計額の5%」は

所得 450 万円 × 5% = 22 万 5 千円となり

(1) の 10 万円の方が少ないので

30 万円 － 10 万円 = 20 万円

したがって、医療費控除額は 20 万円となります。

＜セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）について＞

※従来（上記）の医療費控除との併用はできません。

- (1) 適用要件
特定健康診査（メタボ健診）、予防接種、定期健康診断（事業主健診）、健康診査（人間ドックなどで医療保険者が行うもの）、がん検診を受けていること。
- (2) 控除対象医薬品
スイッチ OTC 薬
▷要指導医薬品、一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品
- (3) 控除対象金額
スイッチ OTC 薬の購入費用が年間1万2千円を超える場合、
その購入費用のうち、1万2千円を超える額を所得から控除することができる。
※所得控除限度額8万8千円
- (4) 適用期間
2017 年（平成 29 年）1 月 1 日から 2026 年（令和 8 年）12 月 31 日まで

妻のパート収入と夫の配偶者控除

- Q.** 私の妻はパートで働いています。
妻の収入（年収）がどのくらいの金額までなら、私の所得から配偶者控除や配偶者特別控除が受けられますか。
また、妻の税金はどうなりますか。
- A.** パート収入は、通常「給与所得」の扱いになります。
パート収入が、年間 103 万円以下の場合は、配偶者控除の対象となり、103 万円を超え 201 万 6 千円未満の場合は、配偶者特別控除の対象となります。
あなたの配偶者の税金については、年間のパート収入が所得税であれば 103 万円以下、市・県民税であれば 100 万円以下の場合にはかかりません。

妻のパート収入	夫の 配偶者控除	夫の 配偶者 特別控除	妻自身の税金	
			所得税	市・県民税
100 万円以下	受けられます※	受けられません	かかりません	かかりません
100 万円超 103 万円以下				かかります
103 万円超 201 万 6 千円未満	受けられます※	かかります		
201 万 6 千円以上	受けられません			

※夫の合計所得金額が、1,000 万円を超える場合は、配偶者控除および配偶者特別控除の適用はありません。

固 定 資 産 税

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）現在、固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している人が、その固定資産の価格に応じて納める税金です。

※償却資産とは、事業のために使うことができる機械や備品などです。

■ 納税義務者

固定資産税を納める人は、原則として固定資産の所有者です。具体的には次のとおりです。

土 地	登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人
家 屋	登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

ただし、所有者として登記（登録）されている人が賦課期日前に死亡している場合には、賦課期日現在、その土地・家屋を現に所有している人（相続人等）が納税義務者となります。

■ 価格の決定方法

総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて評価を行い、市町村長が価格を決定することとされています。

土地と家屋は、原則として、基準年度（3年ごと）に評価替えを行い、1月1日現在の価格を固定資産課税台帳に登録します。

基準年度以外は、新たな評価を行わず、基準年度の価格を据え置きます。

ただし、基準年度以外で地目の変換や家屋の増改築等によって、基準年度の価格によることが適当ではない場合は、新たに評価を行い、価格を決定します。

また、地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でないと市町村長が認めた場合は、価格の修正を行います。

※直近の基準年度は2021年度（令和3年度）です。

償却資産は、毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日（市の休日の場合は、市の休日の翌日）までに申告していただき、これに基づいて毎年評価し、価格を決定します。

■ 税額の計算方法

固定資産税額 = 課税標準額 × 税率 (1.4%)

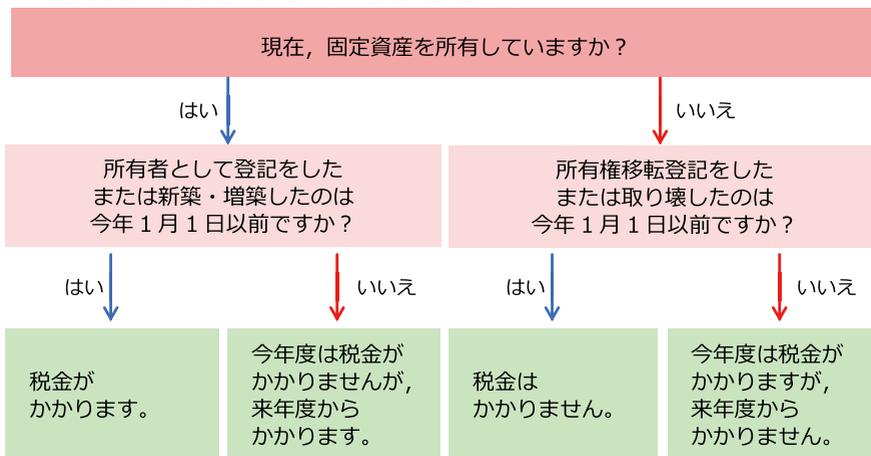
原則として、該当年度の固定資産の価格（評価額）が課税標準額です。

土地は、住宅用地に対する課税標準の特例や税負担の調整措置が適用される場合、課税標準額は評価額よりも低くなります。

家屋は、固定資産の価格（評価額）が課税標準額となります。

また、償却資産は、前年中に取得した資産の取得価額または前年度の評価額を基準にして算出しますが、課税の特例が適用される場合は、課税標準額が評価額よりも低くなります。

■ 固定資産税がかかる人・かからない人



※固定資産の所有者とは、登記簿に登記された人、課税台帳等に登録された人をいいます。

■ 免税点

福山市内に同一人が所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額の合計が、右表の金額に満たない場合は、固定資産税は課税されません。

土 地	30 万円
家 屋	20 万円
償却資産	150 万円

■ 固定資産税の縦覧・閲覧制度について

◆ 縦覧制度

自己の土地や家屋が適正に評価されているかを確認するため、福山市内の土地や家屋の評価額と比較できる制度です。

1 縦覧ができる人

納税者（納税者と同一世帯の親族，納税管理人など）

※土地の納税者は土地，家屋の納税者は家屋に限り縦覧できます。

※免税点未満の土地または家屋の所有者は縦覧できません。

2 縦覧期間

今年度は，4月3日から5月1日まで（土・日・祝日は除きます。）

縦覧場所	時間
資産税課	午前8時30分から午後5時15分まで
西部市民センター	午前9時30分から午後4時00分まで
北部市民センター	
かなべ市民交流センター	

◆ 閲覧制度

固定資産課税台帳の内容を確認することができる制度です。

1 閲覧ができる人

(1) 納税義務者など（納税義務者と同一世帯の親族，納税管理人など）

(2) 借地人・借家人 ※契約書等の確認が必要です。

2 閲覧期間

4月3日から随時（土・日・祝日は除きます。）

午前8時30分から午後5時15分まで

（ただし，4月3日から5月1日までの縦覧場所での閲覧時間は上記の表と同じです。）

3 手数料

1回300円

（5月1日までは縦覧場所，沼隈支所および新市支所に限り無料。ただし，借地人・借家人は常に有料です。）

■ 納税の方法

固定資産税は，納税通知書によって福山市から納税者に対し税額が通知され，納期は4月・7月・9月・12月の4回です。納付書による納付の場合は，指定の金融機関およびコンビニエンスストアで納めることができます。

そのほか，キャッシュレス納付等の方法もあります（P.69～75参照）。

土地

■ 課税のしくみ

固定資産評価基準に基づき、地目別に定められた評価方法で評価します。

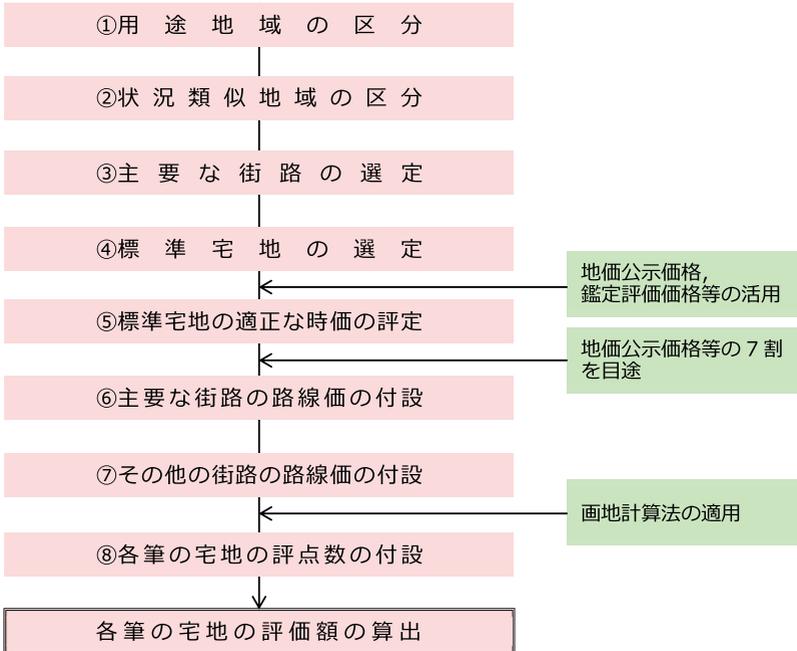
地目	地目とは、宅地、田および畑（併せて農地といいます。）、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野および雑種地をいいます。 固定資産税の評価上の地目は、登記簿上の地目にかかわらず、賦課期日時点の現況および利用目的によって定めます。
地積	原則として、登記簿に登録されている地積によります。
価格（評価額）	売買実例価額をもとに算定した正常売買価格を基礎として求めます。

◆ 地目別の評価方法

1 宅地の評価方法

評価方法には、「市街地宅地評価法（路線価方式）」と「その他の宅地評価法」の2通りの方法があります。

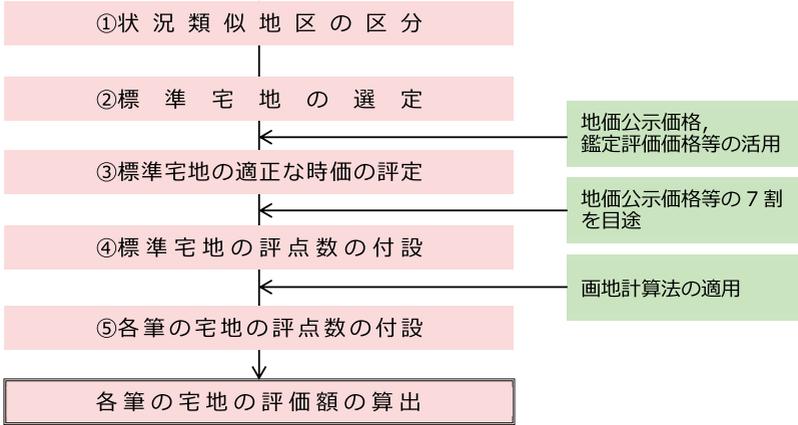
(1) 市街地宅地評価法のしくみ（市街地的な形態を形成している地域）



<路線価とは>

路線価とは、市街地などにおいて街路につけられた価格のことです。具体的には、街路に対する標準的な宅地の1㎡あたりの価格をいいます。宅地の評価額は、この路線価を基準にしてそれぞれの宅地の状況（奥行、間口、形状など）に応じて求められます。

(2) その他の宅地評価法のしくみ
 (家屋の連たん度が低く、市街地的形態に至らない地域)



1994年度（平成6年度）の評価替えから、宅地の評価は、地価公示価格等の7割を目途に均衡化・適正化を図っています。

2 農地・山林の評価方法

原則として、宅地の場合と同様に標準地を選定し、その標準地の価格に比準して評価します。

ただし、市街化区域農地や宅地等への転用許可を受けた農地等については付近の宅地等の評価額を基準として求めた価額から造成費に相当する額を控除した価額によって評価します。

3 牧場・原野・雑種地等の評価方法

農地・山林の場合と同様に、売買実例価額や付近の土地の評価額に基づく方法等により評価します。

■ 住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地（居住用家屋のある土地）については、その税負担を軽減することを目的として、課税標準の特例措置が設けられています。

$$\text{課税標準額} = \text{評価額} \times \text{特例率}$$

区 分	特 例 率	
小規模住宅用地 (1戸につき200㎡以下の部分)	固定資産税	6分の1
	都市計画税	3分の1
一般住宅用地 (200㎡を超える部分)	固定資産税	3分の1
	都市計画税	3分の2

住宅用地には次の2つがあります。

＜専用住宅＞

専ら人の居住の用に供する 家屋の敷地に供されている土地	その土地の全部（家屋の床面積の10倍まで）
--------------------------------	-----------------------

＜併用住宅＞

一部を人の居住の用に供する 家屋の敷地に供されている土地	その土地の面積（家屋の床面積の10倍まで） に一定の率を乗じて得た面積に相当する土地
---------------------------------	---

※住宅の敷地に供されている土地とは、その住宅を維持し、またはその効用を果たすために使用されている一画地をいいます。

◆ 住宅用地の範囲

特例措置の対象となる「住宅用地」の面積は、家屋の敷地面積に次表の住宅用地の率を乗じて求めます。

	家 屋	居住部分の割合	住宅用地の率
1	専用住宅	全部	1.0
2	地上5階以上の 耐火建築物である 併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上4分の3未満	0.75
		4分の3以上	1.0
3	2以外の併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上	1.0

◆ 住宅用地申告書の提出について

住宅用地の所有者は、新たに住宅用地の特例を受けようとする場合や、住宅用地から住宅用地以外の用途へ変更するなど、その利用状況に変更が生じた場合は、1月31日までに「住宅用地申告書」を市長に提出することとされています。申告書の提出が必要な場合とは、次のとおりです。

1 家屋を新築または滅失する場合

(資産税課担当者が現地調査により確認した場合は、省略することができます。)

2 家屋の用途を変更する場合 (住宅を店舗へ改築した場合など)

3 土地の利用を変更する場合 (空き地を住宅用地として利用する場合など)

4 住宅を建て替える場合 (※建替特例用の申告書の提出が必要となります。)

※建替特例は、対象の土地が次の(1)～(5)に示す要件を全て満たす場合に限り適用の対象となります。

- (1) 当該年度の前年度の賦課期日において住宅用地であったこと。
- (2) 住宅の建設が当該年度の賦課期日において着手されており、当該住宅が当該年度の翌年度に係る賦課期日までに完成するものであること。
- (3) 住宅の建替が、建替前の敷地と同一の敷地において行われるものであること(建替前の敷地の一部が建替後の敷地の一部〔その割合が概ね5割以上〕となる場合を含む)。
- (4) 当該年度の前年度の賦課期日の当該土地の所有者が、建替後においても同一であること(建替後の所有者が建替前の所有者の直系親族である場合、または、その所有形態が対象者の持分を含む共有となる場合を含む)。
- (5) 当該年度の前年度の賦課期日における既存住宅の所有者と建替住宅の所有者が同一であること(建替住宅の所有者が既存住宅の所有者の直系親族である場合、または、その所有形態が対象者の持分を含む共有となる場合を含む)。

■ 宅地の税負担の調整措置

1997年度（平成9年度）の評価替え以降、課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準（今年度の評価額に対する前年度課税標準額の割合）の均衡を図るため税負担の調整措置が講じられ、負担水準の高い土地は税負担を引き下げまたは据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによって負担水準のばらつきを是正する措置が導入されました。これまで取り組んできた結果、一定の成果はありましたが、依然として水準にばらつきがあるため、2023年度（令和5年度）においても調整措置は継続されています。

「負担水準」とは、個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。負担水準は、次の算式によって求めます。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額} \{ \times \text{住宅用地特例率 (1/6 または 1/3)} \}}$$

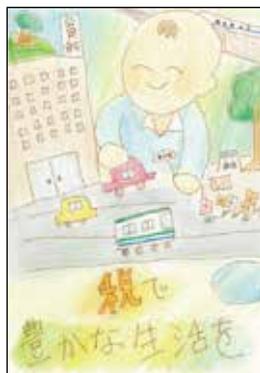
※小規模住宅用地、一般住宅用地については、特例率を乗じます。

住宅用地特例率については、P.41 をご参照ください。



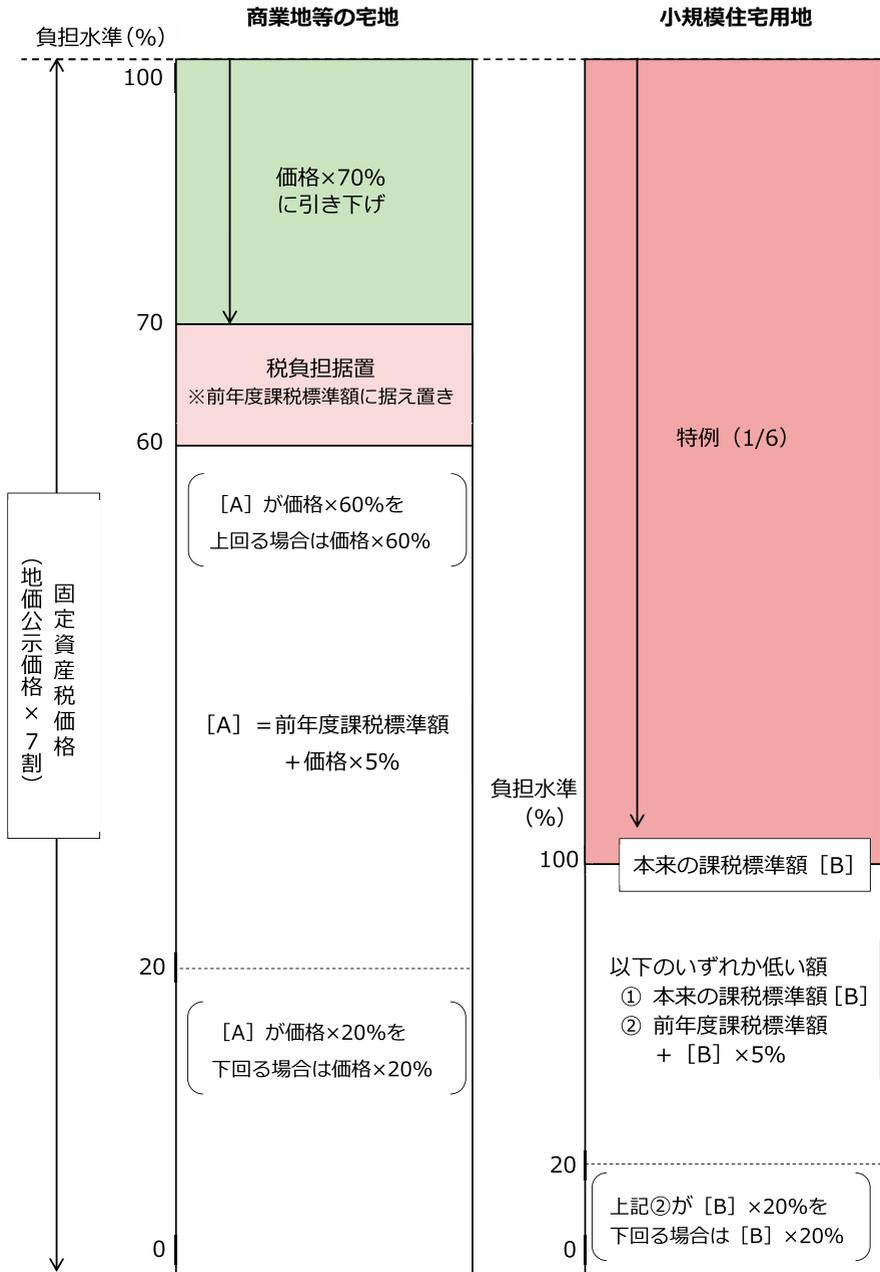
第22回 「税に関する絵はがきコンクール」

福山市長賞



第22回 「税に関する絵はがきコンクール」

福山市議会議長賞



固定資産税等

◆ 「商業地等の宅地」の課税標準額

負担水準	課 税 標 準 額
0.7 超	当該年度の評価額×0.7
0.7 以下 0.6 以上	前年度の課税標準額
0.6 未満 0.2 以上	「前年度課税標準額 + 当該年度の評価額×0.05」 または「当該年度の評価額×0.6」の少ない方
0.2 未満	「前年度課税標準額 + 当該年度の評価額×0.05」 または「当該年度の評価額×0.2」の多い方

※「商業地等の宅地」とは、住宅用地以外の宅地や宅地の価額に比準して評価される土地（宅地比準土地）のことをいいます。

◆ 「住宅用地」の課税標準額

負担水準	課 税 標 準 額
1.0 超	当該年度の評価額×住宅用地特例率
1.0 以下 0.2 以上	「前年度課税標準額 + 当該年度の評価額×住宅用地特例率×0.05」 または「当該年度の評価額×住宅用地特例率」の少ない方
0.2 未満	「前年度課税標準額 + 当該年度の評価額×住宅用地特例率×0.05」 または「当該年度の評価額×住宅用地特例率×0.2」の多い方

■ 農地に対する課税

◆ 一般農地（市街化区域農地や転用許可を受けた農地等を除く）

前年度の課税標準額に、負担水準の区分に応じた一定の調整率を乗じる税負担の調整措置が講じられています。

$$\text{課税標準額} = \text{前年度の課税標準額} \times \text{負担調整率}$$

負担水準	負担調整率
0.9 以上	1.025
0.8 以上 0.9 未満	1.05
0.7 以上 0.8 未満	1.075
0.7 未満	1.1

◆ 市街化区域農地

評価は、宅地に準じた方法で行います。課税については原則として、評価額に3分の1を乗じた額が課税標準額となります。

また、税負担の調整措置は一般農地と同様の措置がとられています。

家屋

■ 評価のしくみ

固定資産評価基準に基づき、「再建築価格」を基礎に評価します。

評価額 = 再建築価格 × 経年減点補正率

再建築価格	評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費です。
経年減点補正率	家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価をあらわしたものです。

※基準年度において評価替えした価額が、評価替え前の価額を超える場合、評価替え前の価額に据え置かれます。

■ 家屋に対する減額措置

◆ 新築住宅に対する減額措置

2024年（令和6年）3月31日までに新築された住宅については、新築後一定期間の固定資産税が減額されます。

※土砂災害特別警戒区域等に建築された一定の住宅を除く。

（「長期優良住宅に対する減額措置」との重複適用はありません。）

1 減額される住宅

次の要件を満たす住宅です。

(1) 専用住宅や併用住宅であること。

（併用住宅については、居住部分の割合が2分の1以上であること。）

(2) 住宅（賃貸住宅を含む。）の床面積が50㎡（一戸建以外の賃貸住宅は40㎡）以上280㎡以下であること。

2 減額される範囲

減額の対象となるのは、新築された家屋のうち住居として利用されている部分だけであり、併用住宅の店舗部分・事務所部分などは減額の対象とはなりません。

なお、減額の対象となる床面積は120㎡までです。

したがって、120㎡を超える延床面積の場合、120㎡に相当する部分が減額対象になります。

3 減額される額

減額対象に相当する固定資産税の**2分の1**が減額されます。

4 減額される期間

1	一般の住宅（2 以外の住宅）	新築後 3 年度分
2	3階建以上の中高層耐火住宅等	新築後 5 年度分

◆ 住宅耐震改修に伴う減額措置

1982年（昭和57年）1月1日以前から所在する住宅のうち、2024年（令和6年）3月31日までに改修を行った住宅は、改修後3カ月以内に申告することにより改修後一定期間の固定資産税が減額されます。

（家屋改修等に伴う他の固定資産税の減額措置との重複適用はありません。）

1 減額される住宅

次の要件を満たす住宅です。

- (1) 専用住宅（賃貸住宅を含む。）や併用住宅であること。
（併用住宅については、居住部分の割合が2分の1以上であること。）
- (2) 現行の耐震基準に適合する耐震改修であること。
- (3) 耐震改修に係る費用が1戸当たり50万円超であること。

2 減額される範囲

居住部分の床面積の120㎡に相当する部分が減額の対象となります。

3 減額される額

減額対象に相当する固定資産税の**2分の1**が減額されます。なお、長期優良住宅の認定を受けて改修した場合は、3分の2が減額されます。

4 減額される期間

耐震改修工事の完了時期	減額される期間
2024年（令和6年）3月31日完了分まで	完了の翌年度分 ※ 2025年度（令和7年度）分まで

※「通行障害既存耐震不適格建築物」の改修は2年度分 ▷ 2026年度（令和8年度）分まで

5 申告方法

改修工事完了後3カ月以内に、「耐震基準適合住宅申告書」に次のいずれかの証明書および当該耐震改修に要した費用がわかる書類を添付して申告してください。

1	増改築等工事証明書
2	住宅耐震改修証明書

◆ 住宅のバリアフリー改修に伴う減額措置

新築された日から10年以上経過した住宅のうち、2024年（令和6年）3月31日までの間に、一定のバリアフリー改修が行われた住宅は、改修後3カ月以内に申告することにより固定資産税が減額されます。

（省エネ住宅改修に伴う減額措置のみ重複適用可能です。）

1 減額される住宅

次の要件を満たす住宅です。

- (1) 専用住宅（賃貸住宅を含む。）や併用住宅であること。
（併用住宅については、居住部分の割合が2分の1以上であること。）
- (2) 次のいずれかの者が居住する既存の住宅であること。
 - ① 65歳以上の者
 - ② 要介護認定または要支援認定を受けている者
 - ③ 障がい者
- (3) 次の工事で、補助金を除く自己負担金が50万円超であること。
 - ① 廊下の拡幅 ② 階段の勾配緩和 ③ 浴室の改良
 - ④ トイレの改良 ⑤ 手すりの取り付け ⑥ 床の段差の解消
 - ⑦ 引き戸への取り替え ⑧ 床表面の滑り止め化
- (4) 改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。

2 減額される範囲

居住部分の床面積の100㎡に相当する部分が減額の対象となります。

3 減額される額

減額対象に相当する固定資産税の**3分の1**が減額されます。

4 減額される期間

改修工事完了の翌年度分の固定資産税

5 申告方法

改修工事完了後3カ月以内に、「高齢者等居宅改修住宅申告書」に次の書類を添付して申告してください。

- (1) 改修工事にかかる明細書
- (2) 改修工事箇所の写真
- (3) 領収書の写し
- (4) 次の該当区分に応じた書類
 - ① 65歳以上の者 …住民票の写し
（申告書に個人番号を記入すれば省略可。）
 - ② 要介護認定者、要支援認定者…介護保険の被保険者証の写し
 - ③ 障がい者…身体障がい者手帳等の写し

◆ 省エネ住宅改修に伴う減額措置

2014年（平成26年）4月1日に現存する住宅のうち、2024年（令和6年）3月31日までの間に、一定の省エネ改修が行われた住宅は、改修後3カ月以内に申告することにより固定資産税が減額されます。

（住宅のバリアフリー改修に伴う減額措置のみ重複適用可能です。）

1 減額される住宅

次の要件を満たす住宅です。

- (1) 専用住宅（賃貸住宅を含む。）や併用住宅であること。
（併用住宅については、居住部分の割合が2分の1以上であること。）
- (2) 次の①～④の工事のうち①を含む工事を行うこと。
 - ① 窓の改修工事
 - ② 床の断熱改修工事
 - ③ 天井の断熱改修工事
 - ④ 壁の断熱改修工事
- (3) 現行の省エネ基準に適合する住宅であること。
- (4) 補助金を除く省エネ改修の費用が一戸当たり60万円超、または省エネ改修費用が50万円超であって、太陽光発電装置等の設置に係る費用と合わせて60万円超であること。
- (5) 改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。

2 減額される範囲

居住部分の床面積の120㎡に相当する部分が減額の対象となります。

3 減額される額

減額対象に相当する固定資産税の**3分の1**が減額されます。なお、長期優良住宅の認定を受けて改修した場合は、3分の2が減額されます。

4 減額される期間

改修工事完了の翌年度分の固定資産税

5 申告方法

改修工事完了後3カ月以内に、申告書に増改築等工事証明書、住民票（申告書に個人番号を記入する場合は省略可。）を添付して申告してください。

◆ 長期優良住宅に対する減額措置

2024年（令和6年）3月31日までに新築された長期優良住宅は、申告することにより固定資産税が減額されます。

※土砂災害特別警戒区域等に建築された一定の住宅を除く。
 （「新築住宅に対する減額措置」との重複適用はありません。）

1 減額される住宅

次の要件を満たす住宅です。

- (1) 専用住宅（賃貸住宅を含む。）や併用住宅であること。
 （併用住宅について、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上であること。）
- (2) 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅であること。
- (3) 住宅（賃貸住宅を含む。）の床面積が50㎡（一戸建以外の賃貸住宅は40㎡）以上280㎡以下で居住部分の割合が2分の1以上であること。

2 減額される範囲

減額の対象となるのは、新築された家屋のうち住居として利用されている部分だけであり、併用住宅の店舗部分、事務所部分等は減額の対象なりません。

なお、減額の対象となる床面積は120㎡までです。したがって、120㎡を超える延床面積の場合、120㎡に相当する部分が減額対象になります。

3 減額される額

減額対象に相当する固定資産税の**2分の1**が減額されます。

4 減額される期間

1	一般の住宅（2以外の住宅）	新築後5年度分
2	3階建以上の中高層耐火住宅等	新築後7年度分

5 申告方法

新築された日から新たに固定資産税が課せられる年度の初日の属する年の1月31日までの間に次の書類を添付して申告してください。

- (1) 長期優良住宅（200年住宅）減額申告書
- (2) 長期優良住宅の認定を受けて新築された住宅であることを証する書類

償却資産

■ 償却資産とは

償却資産とは、事業のために使うことができる機械や備品などのことです。

■ 償却資産の対象について

＜償却資産の対象となるもの＞

種類 番号	資産種類	対象となる資産
1	構築物	舗装路面、広告塔、フェンス など
	建物附属設備	家屋として課税されるものを除くもの（プレハブや賃貸ビル等の家屋に追加された内装と付帯設備） など
2	機械及び装置	旋盤、製造加工機械、太陽光発電設備 など
3	船舶	ボート、漁船 など
4	航空機	飛行機、ヘリコプター など
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車 など
6	工具・器具及び備品	机、椅子、厨房用品、パソコン など

＜償却資産の対象とならないもの＞

- ①土地
- ②建物
- ③牛、馬、果樹、その他の生物（法人税法施行令第13条第9号に該当するもの）
- ④無形減価償却資産（特許権、ソフトウェア など）
- ⑤繰延資産
- ⑥自動車税、軽自動車税の対象となる車両
- ⑦1998年（平成10年）4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、
 - ・耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上していないもの
 - ・取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの

■ 申告について

賦課期日（毎年1月1日）に、償却資産を所有している事業者（法人や個人で工場や商店などを経営していたり、駐車場やアパートを貸し付けていたりするなど）は、毎年1月31日までに、償却資産が所在する市町村に固定資産税（償却資産）の申告をしなければなりません。

■ 評価のしくみ

固定資産評価基準に基づき、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価します。

前年中に取得された 償却資産	価格（評価額） = 取得価額 × (1 - 減価率 / 2)
前年前に取得された 償却資産	価格（評価額） = 前年度の価格 × (1 - 減価率) …(a)

ただし、(a)で求めた額が取得価額の5%よりも小さい場合は、取得価額の5%が価格（評価額）となります（取得価額の5%が評価額の下限です）。

固定資産税における償却資産の減価償却の方法は、原則として定率法です。取得価額…償却資産を取得するためにその取得時に通常支出すべき金額をいい、原則として国税の取扱いと同様です。

減 価 率…原則として耐用年数表（財務省令）に掲げられている耐用年数に応じて減価率が定められています。

福山市内に所在する償却資産の価格（評価額）の合計である、課税標準額に税率を乗じて税額を求めます。

$$\text{税 額} = \text{課税標準額} \times \text{税率} (1.4\%)$$

固定資産税 Q & A

地価が下がっているのに土地の税額が上がるのは

- Q. 地価の下落によって土地の評価額が下がっているのに、税額が上がりました。どうしてですか。
- A. あなたの所有している土地は、負担水準（前年度の課税標準額の今年度の評価額に対する割合）が低いため、税負担の調整措置が講じられているからです。この調整措置は、税負担の公平の観点から導入されたものであり、地域や土地間の水準のばらつきを解消させるため、1997年度（平成9年度）以降、継続して取り組まれています。具体的には、負担水準が高い土地は税負担を引き下げたり、据え置いたりする一方、負担水準が低い土地はなだらかに引き上げていくしくみとなっています。
- したがって、地価の動向に関わりなく全ての土地の税額が上がっているわけではなく、税額が上がっているのは、地価が上昇している場合を除けば、負担水準が低い土地に限られています。

家屋の税額が年々下がらないのは

- Q. 私の住んでいる家屋は、年々古くなっていきますが、なぜ家屋の税額は下がらないのですか。
- A. 家屋の評価額は、評価の対象となった家屋と同一のものを評価替えの時点において、その場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費に、家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価をあらわした経年減点補正率を乗じて求められます。
- ただし、評価替えで求めたその価額が前年度の価額を超える場合は、前年度の価額に据え置かれます。
- このようなことから、家屋の固定資産税額は、必ずしも年々下がるわけではありません。

AかBかのいずれか低い方の評価額で決定します。

【再建築価格】×【経年減点補正率】＝【評価替え時点の評価額】…A

【前年度の評価額】…B

※家屋の評価のしくみについてはP.46をご参照ください。

住宅を取り壊したのに固定資産税が上がったのは

- Q.** 私は、昨年8月に古い住宅を取り壊し、月極駐車場として利用していますが、昨年度に比べ、その土地に対する固定資産税が上がりました。なぜでしょうか。
- A.** 住宅の建っている土地には、P.41の表のとおり住宅用地に対する課税標準の特例が設けられています。これは、住宅政策の一環として、その税額を低くおさえることを目的としています。
- この住宅用地の特例は、毎年1月1日現在において、土地を住宅の敷地として利用しているものに限り適用されます。
- あなたの場合は、昨年中に住宅を取り壊されたことにより、この特例の適用が受けられなくなったため、税額が上がっています。
- ※土地の利用状況を変更された場合は、資産税課(P.98 参照)までご連絡ください。

家屋の税額が急に上がったのは

- Q.** 私は、4年前に住宅を新築しましたが、今年度から家屋の税額が急に上がっています。なぜでしょうか。
- A.** 新築の住宅に対しては、住宅建築の促進を図るため、固定資産税を減額する制度があります。一定の要件を満たせば、新たに課税されることとなった年度から3年度分に限って、床面積の120㎡までの固定資産税が、「2分の1」に減額されます。
- したがって、あなたの場合は、これまでの3年度分、家屋に対する固定資産税が減額されていましたが、今年度から本来の税額を納めていただくことになったわけです。
- 詳しくはP.46「新築住宅に対する減額措置」をご参照ください。

土地や建物にかかる税金

- Q. 土地や建物には、どのような税金がかかりますか。
- A. 次のような税金がかかります。

取得したとき	国税	相続税・贈与税・登録免許税・印紙税
	県税	不動産取得税
持っているとき	市税	固定資産税・都市計画税
貸したとき	国税	所得税
	県税	県民税
	市税	市民税
売ったとき	国税	所得税・印紙税
	県税	県民税
	市税	市民税

所有者が死亡した場合の固定資産税は

- Q. 私の父は、今年の6月に死亡しましたが、父名義の固定資産税は、どのようになるのでしょうか。
- A. 固定資産税の納税義務者が死亡した場合は、通常、法務局で所有権移転登記（相続登記）の手続きをしていただくこととなります。この相続登記を今年中に済ませたときは、来年度からその登記名義人に課税が変更されます。

しかし、何らかの事情により、来年の1月1日（賦課期日）を過ぎても、この相続登記を済ませていないときは、賦課期日現在、その資産を現に所有している人に課税されることとなります。

この場合、法定相続人の中から、固定資産税に関する書類などを受け取る代表者を決めて、資産税課に届け出てください。

※この手続きは、相続登記や相続税の課税とは関係ありません。

なお、今年度分の固定資産税については、相続人がその納税義務を引き継ぎ、残りの税額を納めていただくこととなります。

年の途中で土地などを売買したときは

Q. 私は、昨年 12 月に自己所有の土地および家屋の売却を行い、今年 2 月に所有権移転登記を済ませました。この場合、今年の固定資産税は、誰が納めることになるのでしょうか。

A. 今年の固定資産税はあなたに課税されます。固定資産税は、毎年 1 月 1 日現在の固定資産の所有者（登記簿に登記された人）に課税されています。

したがって、年の途中で売買により所有しなくなった場合でも、その年の 1 月 1 日現在の所有者であるあなたが、その年度の固定資産税を納める義務があります。

なお、不動産の売買契約が行われる際に、固定資産税の一部を買主が負担するという契約がなされる場合もあるようですが、これはあくまでその売買契約に基づくもので、固定資産税の課税（納税義務）とはまったく関係がありません。

分譲マンションにかかる固定資産税は

Q. 私は、昨年分譲マンション（敷地の所有権付）を購入しましたが、私の固定資産税はどのように課税されるのでしょうか。

A. 土地については、一定の要件を満たしている場合、そのマンションの敷地全体の税額を算出し、その敷地に対する持分の割合（敷地権割合）によってあん分した額が、あなたの税額です。

家屋については、マンション各戸の専有部分と共用部分（廊下、階段など）を合わせた建物全体で評価額を決定します。

その評価額を各戸の面積の割合によってあん分した価格をもとに算出した税額が、あなたの固定資産税額となります。

※【各戸の面積】…【専有部分の床面積】+【共用あん分した床面積】



都 市 計 画 税

都市計画税は、道路・下水道・公園の整備などの都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用にあてるための目的税です。都市計画法による都市計画区域のうち市街化区域内に所在する土地・家屋を所有している人に対してかかる税金です。

■ 納税義務者

毎年1月1日（賦課期日）現在、市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者です。

■ 税額の計算方法

都市計画税額 = 課税標準額 × 税率（0.3%）

◎課税標準額…固定資産税と同じく土地・家屋の評価額に基づいて算定します。

■ 免税点

固定資産税について免税点未満のものは、都市計画税はかかりません。

■ 納税の方法

固定資産税とあわせて納めていただくことになっています。

軽自動車税

軽自動車税環境性能割

新車・中古車を問わず、三輪以上の軽自動車を取得したときにかかる税です。当面の間、広島県が賦課徴収および減免手続きなどの事務を行います。

■ 納税義務者

新車・中古車を問わず、軽三輪車および軽四輪車の取得者です。

軽自動車税環境性能割がかかるもの	軽三輪車および軽四輪車
軽自動車税環境性能割がかからないもの	原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪車および二輪の小型自動車

■ 税率一覧表

税額 = 自動車の取得価額 × 税率 (免税点 50 万円)

対象自動車 (軽四乗用の場合)		税率	
排出ガス基準	燃費基準	自家用	営業用
電気自動車等		非課税	
平成 30 年排出ガス基準 50% 低減 または 平成 17 年排出ガス基準 75% 低減	令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 75% (※80%) 以上であるもの (令和 2 年度燃費基準を達成しているものに限る。)	非課税	
	令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 60% (※70%) 以上であるもの (令和 2 年度燃費基準を達成しているものに限る。)	1%	0.5%
	令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 55% (※60%) 以上であるもの	2%	1%
上記に該当しないもの		2%	2%

※2024 年 (令和 6 年) 1 月 1 日以後、適用となります。

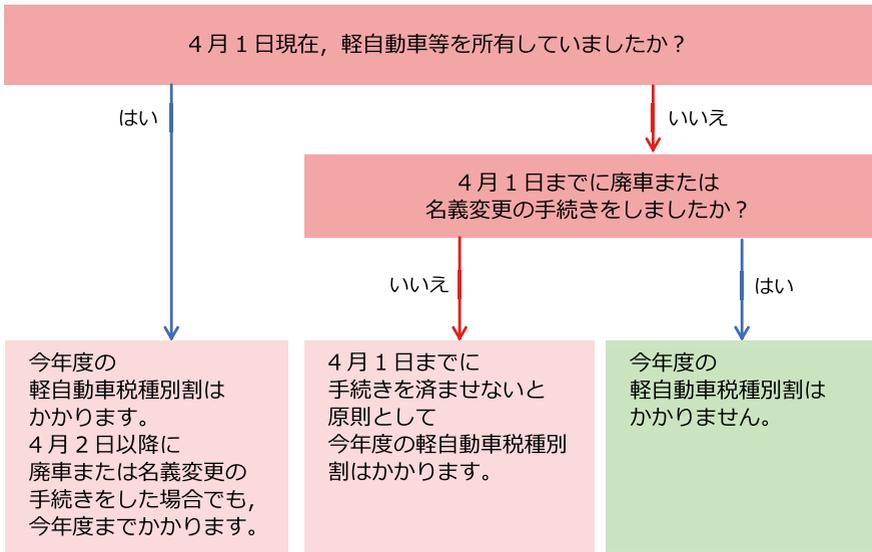
軽自動車税種別割

原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・軽二輪車および二輪の小型自動車（これらを「軽自動車等」といいます。）の所有者に対してかかる税です。

■ 納税義務者

4月1日現在、主たる定置場が福山市の軽自動車等を所有している人にかかる税金です。**月割制度はありません**ので、年度の途中に取得または譲り受けた場合、税金は発生せず、廃車または他人に譲渡した場合も還付は発生しません。

■ 軽自動車税種別割がかかる人・かからない人



■ 申告手続…軽自動車等の取得・廃車・名義変更など

軽自動車等を取得または廃車・名義変更したり、市外へ転出した場合には必ず申告していただくことになっています。

軽自動車等を取得または廃車・名義変更するときは、P.60 掲載場所で速やかに手続きをしてください。

原動機付自転車 (125cc 以下) 小型特殊自動車	税制課	◎登録に必要なもの ・車両内容の分かるもの (販売証明書・譲渡証明書・廃車証明書など) ・窓口に来た人の本人確認書類 (運転免許証・健康保険証など) ◎廃車に必要なもの ・標識交付証明書 ・ナンバープレート ・窓口に来た人の本人確認書類 (運転免許証・健康保険証など) ※登録・廃車の手続きの際には、申請書に所有者の住所・所在地、名前・名称を書いていただく必要があります。 ※問い合わせ先は P.98 参照
	松永市民サービス課	
	北部市民サービス課	
	東部市民サービス課	
	神辺市民サービス課	
	沼隈支所	
	新市支所	
	鞆支所	
	内海支所	
	芦田支所	
	加茂支所	
	山野分所 (廃車のみ)	
内浦分所 (廃車のみ)		

軽自動車 (四輪・三輪)	軽自動車検査協会広島主管事務所 福山支所 (福山市南今津町 41 番地)	050-3816-3081 (音声テープ)
軽二輪 (125cc 超 250cc 以下) 二輪の小型自動車 (250cc 超)	広島運輸支局福山自動車検査 登録事務所 (福山市南今津町 44 番地)	050-5540-2069 (音声テープ)

■ 車種別税率一覧

◆ 原動機付自転車・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車および小型特殊自動車

車 種		税 率
原動機付自転車	1 種 50cc 以下 (特定小型原付を含む)	2,000 円
	2 種乙 90cc 以下	2,000 円
	2 種甲 125cc 以下	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
小型特殊自動車	農耕用のもの	2,400 円
	その他のもの	5,900 円
軽二輪 (125cc 超～250cc 以下)		3,600 円
二輪の小型自動車 (250cc 超)		6,000 円

※特定小型原付については 2023 年 (令和 5 年) 7 月より適用

◆ 三輪および四輪以上の軽自動車

車種			税率(年額)		
			2015年(平成27年)3月31日以前の登録車両 (経過措置税率)	2015年(平成27年)4月1日以降の新規登録車両※ (通常の税率)	最初の新規検査から13年経過した車両 (重課税率)
軽四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
軽三輪			3,100円	3,900円	4,600円

※新規登録車両の中には、一定の要件を満たしている場合、軽自動車税種別割のグリーン化特例(軽課)措置により1年のみ軽減税率が適用される車両があります。

■ 納税の方法

軽自動車税種別割は、納税通知書によって福山市から納税者に通知され、5月末が納期となっています。納付書による納付の場合は指定の金融機関およびコンビニエンスストアで納めることができます。

また、キャッシュレス等による納付もできます(P.69~75参照)。

■ 減免について

市では、身体などに障がいのある人が積極的に社会活動に参加できるよう、一定の要件を満たす車の軽自動車税種別割を申請により減免しています。

◆ 障がいのある人などの減免

障がいのある人などが所有する軽自動車等で、次の表によりますが、障がいの等級によっては該当にならない場合もありますので、詳しくは市民税課(軽自動車税担当 P.98 参照)までお問い合わせください。

車の所有者	運転者	使用目的	手帳の種類 ※等級などにより制限があります。
本人	本人・家族	専ら本人の通学、通院、通所、生業のために使用する	・身体障がい者手帳
	常時介護者		・戦傷病者手帳
家族	本人・家族		・療育手帳(Ⓐ, Aのみ)
	常時介護者		・精神障がい者保健福祉手帳(1級のみ)

※減免は、手帳所有者1人につき1台(普通車を含む)です。

※「家族」とは、本人(障がいのある人など)と生計を一にしている人のことです。

※「常時介護者」とは、専ら障がいのある人などの通院などのために、継続して日常的に運転する人のことです。

◆ 特種用途自動車の減免

自動車検査証に「車いす移動車」・「身体障がい者輸送車」と記載された車または構造上(昇降装置、固定装置)障がいのある人のために利用する特種用途自動車が対象となります。

軽自動車税種別割 Q & A

廃車したのに納税通知書が送られてきたのですが

- Q.** 廃車したのに、市から納税通知書が送られてきました。何かの間違いではありませんか。
- A.** 廃車の手続きをされたのは、いつですか。
軽自動車税種別割は、毎年4月1日（賦課期日）現在に原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車および二輪の小型自動車を所有している人に、年税として課税されます。
そのため、4月1日までに廃車の手続きがあったものについては課税されませんが、4月2日以降に廃車されたものについては、その年度の税金を納めていただくことになります。
なお、4月2日以降に登録の手続きをされた車両については、その年度は課税されません。

バイクを盗まれたときの手続きは

- Q.** 私の持っている50ccのバイクが盗難にあい、バイクもナンバープレートもありません。どうすればいいのですか。
- A.** まず、警察に盗難の届出をしてください。そして、盗難被害届の受理年月日と受理番号を確認したうえで、市役所で手続きをしてください。その際に必要なものは窓口に来られる人の本人確認書類です。
なお、そのまましておかれますと、そのバイクについては、いつまでも課税されることになります。



原付バイクを友人に譲りたいのですが

- Q.** 私の持っているバイクを友人に譲ることになったのですが、手続きはどうすればいいのですか。
- A.** 125cc以下のバイクの名義変更は市役所で「廃車」と「登録」の手続きをしていただくこととなります。あなたは、現在付いているナンバープレートを返却し、友人は新しいナンバープレートの交付を受けます。
- 廃車の手続きに必要なものは、ナンバープレートですが、標識交付証明書もあればお持ちください。
- 登録の手続きに必要なものは、車両内容の分かるもの（販売証明書・譲渡証明書・廃車証明書など）です。
- なお、窓口に来られる人は、本人確認書類をお持ちください。
- 手続きできる場所についてはP.60をご参照ください。
- ※廃車や登録の手続きの際には、申請書に所有者の住所、名前を書いていただく必要があります。

畑のみで使用する小型特殊自動車もナンバー取得が必要ですか

- Q.** トラクターを持っていて、畑で使っています。現在、公道は走っていないのですが、ナンバープレートは必要ですか。
- また、ナンバープレートをつければ公道を走れますか。
- A.** 乗用装置のある農耕用の小型特殊自動車については、田や畑のみで使用する場合でもナンバープレートの取得が必要です。
- また、原動機付自転車および小型特殊自動車のナンバープレートは、公道走行を許可するものではありません。公道を走行するには、国土交通省が定める保安基準（灯火器類の取付やミラー類の取付などを定めたもの）に適合している必要があります。使用する車両が保安基準に適合し公道走行可能かどうかは、購入された店舗などにご確認ください。

市 た ば こ 税

製造たばこの製造者・卸売販売業者などが、福山市内の小売業者に売り渡した「たばこ」に対してかかる税です。

■ 納税義務者

製造たばこの製造者・卸売販売業者・特定販売業者（輸入業者）

※たばこの小売定価には、すでに市たばこ税が含まれていますので、実際に税金を負担しているのは、たばこの消費者です。

■ 税率

売り渡し本数 1,000 本につき 6,552 円

	1,000 本当たりの税率（単位：円）
国のたばこ税 （たばこ特別税含む）	7,622
道府県たばこ税	1,070
市町村たばこ税	6,552
合 計	15,244

入 湯 税

消防施設、観光振興および環境衛生施設などの整備に要する費用にあてるための目的税で、鉱泉浴場の利用者に対してかかる税です。ただし、年齢が 12 歳未満の人や、一般公衆浴場等での入湯には課税されません。

■ 納税義務者

入湯客

■ 税率

1 人 1 日 50 円

入湯税は、入湯客が直接市に納めるのではなく、温泉の経営者が入湯客から受け取ってまとめて市に納入していただくことになっています。

事 業 所 税

都市環境の整備や改善事業に要する費用にあてるための目的税で、一定規模を超える事業所が行う事業に対してかかる税です。

区 分	資産割	従業者割
課税客体	事業所等において法人または個人が行う事業	
納税義務者	事業所等において事業を行う法人または個人	
課税標準	福山市内の 事業所用家屋の延床面積	課税標準算定期間中に 支払われた従業者給与総額
税 率	床面積 1 m ² につき 600 円	従業者給与総額の 0.25%
免税点	事業所用床面積が 1,000 m ² 以下	従業者数が 100 人以下
申告納付期限	法人・・・事業年度終了の日から 2 カ月以内 個人・・・事業を行った年の翌年の 3 月 15 日	

※事業所用床面積が 900 m²超、従業者数が 90 人超の場合は、申告が必要です。

国民健康保険税

国民健康保険税は、病気やケガをしたときの医療費や、後期高齢者支援金および介護納付金の納付などに要する費用にあてるための目的税で、福山市国民健康保険に加入されている被保険者に対してかかる税です。

■ 納税義務者

福山市内に住所がある人（世帯）で、福山市国民健康保険に加入している人（世帯）の世帯主

※世帯の中に国民健康保険に加入している人がいれば、世帯主本人が国民健康保険の加入者でなくても、世帯主に国民健康保険税を納めていただくことになっています。

■ 国民健康保険税の決め方

基礎課税額（医療分）、後期高齢者支援金等課税額（支援分）および介護納付金課税額（介護分）を合計した額が、国民健康保険税となります。

1 医療分と支援分の計算方法

- (1) 所得割額…0歳以上75歳未満の加入者の前年の所得に応じて計算します。
- (2) 均等割額…0歳以上75歳未満の加入者数に応じて計算します。
- (3) 平等割額…加入世帯について定額で計算します。

2 介護分の計算方法

- (1) 所得割額…40歳以上65歳未満の加入者の前年の所得に応じて計算します。
- (2) 均等割額…40歳以上65歳未満の加入者数に応じて計算します。
- (3) 平等割額…加入世帯について定額で計算します。

※国民健康保険税の税率は毎年6月末頃に決定します。

国民健康保険税 Q & A

国民健康保険に加入していない私に納税通知書が届いた

- Q.** 私は、勤務先の健康保険（社会保険等）に加入しているので、福山市の国民健康保険には加入していません。しかし、私あてに福山市から国民健康保険税の納税通知書が送られてきました。どうしてでしょうか。
- A.** 国民健康保険税は、世帯主に課税されることになっています。世帯の中に国民健康保険の加入者がいる場合は、その世帯の世帯主に、国民健康保険税を納付していただくことになります。つまり、あなたご本人は、国民健康保険の被保険者ではありませんが、同一世帯内に国民健康保険の被保険者がいるので、世帯主であるあなたにその納付をお願いするため、国民健康保険税の納税通知書をお送りしています。

《納税相談》

国民健康保険税を納期限までに納税できないご事情があるときは、事前に保険年金課（P.98 参照）へご相談ください。

年度の途中で社会保険に加入したときの国民健康保険税は

Q. 私は、今まで国民健康保険に加入していましたが、このたび就職に伴い、勤務先の健康保険（社会保険等）に加入することになりました。私が今まで納めた国民健康保険税はどうなりますか。

A. 国民健康保険税は、被保険者として国民健康保険に加入している期間によって、月割りで税額を計算します。

年度の途中で社会保険等に加入したり、あるいは福山市から転出して、福山市の国民健康保険を脱退した場合は、脱退した月の前月分までの保険税を納めていただくことになります。

したがって、月割りで税額を計算した結果、あなたが納付された税額が、納め過ぎの場合は還付され、納め足りない場合は、その不足額を納めていただくことになります。

年度の途中で加入した場合



加入した月（社会保険等を喪失した月）から月割りで計算

年度の途中で脱退した場合



脱退した月の前月分までを月割りで計算

《国民健康保険税の納期》

4/1											3/31		
—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
			(1期)	(2期)	(3期)	(4期)	(5期)	(6期)	(7期)	(8期)			

※国民健康保険税は、1年間の税額を7月～翌年2月までの8回に分けて納付していただくことになっていますので、**1回分の期別税額が1カ月分の税額ではありません。**

市税の納付について

福山市はみなさんの生活に関わりのあるさまざまな仕事を行っています。
市税はこれらの仕事をすすめる上で、最も大切な財源です。
期限内に納付していただきますよう、みなさんのご協力をお願いします。

■ 2023 年度（令和 5 年度）市税の納期限一覧表

納期限 \ 税目	市・県民税 (普通徴収)	固定資産税 都市計画税	軽自動車税 種別割	国民健康 保険税
5月 1日 (月)		1期		
5月 31日 (水)			全期	
6月 30日 (金)	1期			
7月 31日 (月)		2期		1期
8月 31日 (木)	2期			2期
10月 2日 (月)		3期		3期
10月 31日 (火)	3期			4期
11月 30日 (木)				5期
12月 25日 (月)		4期		6期
2024年 (令和6年) 1月 31日 (水)	4期			7期
2月 29日 (木)				8期

■ 2023 年度（令和 5 年度）その他の市税の納期限など

※納期限が金融機関等の休業日の場合は、翌営業日が納期限となります。

税 目		納期限	支払者
個人 市・県民税 (特別徴収)	給 与	翌月 10 日まで	特別徴収を選択している会社・個人事業主など
	退職所得	退職手当等支払月の翌月 10 日まで	
	公的年金	年金支払月の翌月 10 日まで	
法人市民税	中間申告	事業年度開始の日以後6カ月を経過した日から2カ月以内	福山市内に事務所や事業所がある法人
	確定申告	事業年度終了の日の翌日から 2 カ月以内	
市たばこ税		翌月末日まで	製造たばこの製造者・卸売販売業者など
入湯税		翌月 15 日まで	入湯客（鉱泉浴場の経営者が入湯客から徴収）
事業所税	法 人	事業年度終了の日から 2 カ月以内	事務所の床面積 1,000 m ² 超または従業員数 100 人超の事業者
	個 人	事業を行った年の翌年 3 月 15 日まで	
国民健康保険税 (特別徴収)		年金支払月の翌月 10 日まで	年金支払者 (日本年金機構など)

■ 市税の納付場所

福山市税納付書は、次の場所で使うことができます。

銀 行	広島、中国、三菱 UFJ、山陰合同、山口、百十四、伊予、西日本シティ、トマト、もみじ、香川、愛媛
信 用 金 庫	広島、しまなみ
信 用 組 合	広島県、広島商銀、両備、備後、笠岡
そ の 他	中国労働金庫、福山市農業協同組合、 広島県信用漁業協同組合連合会 全国の地方税統一 QR コード対応金融機関 (ただし、納付書に「eL マーク」の記載があるものに限る) ※「QR コード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。 
ゆうちょ銀行 (郵便局)	※入湯税など一部使用できない納付書があります。
コンビニエンスストア	P.71 参照 ※バーコードが付いている納付書のみ使用できます。
市 役 所	本庁納税課（※国民健康保険税は保険年金課）、 西部・北部・東部市民センターおよび かなべ市民交流センターの市民サービス課 新市・沼隈・内海支所

※2023 年（令和 5 年）4月1日現在

そのほか、キャッシュレス納付等の方法もあります（P.72～75 参照）。

■ コンビニエンスストアでの納付

福山市税は全国の主要なコンビニエンスストアで納めることができます。

◆ 納付できる税目

市・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割、国民健康保険税

◆ 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ニューヤマザキデイリーストア、MMK（マルチメディアキオスク端末）、ポプラ、スリーエイト、生活彩家、くらしハウス、セイコーマート、ハマナスクラブ

※2023年（令和5年）4月1日現在

◆ 納付方法

- 1 納付書（バーコードが印刷されているもの）をレジに提出してください。
- 2 バーコードの読取内容を確認し、タッチパネルの「OK」ボタンにタッチしてください。
- 3 現金で納付をお願いします（カード類や商品券などでは支払えません）。
- 4 領収証書とコンビニ発行のレシートを忘れずに受け取ってください。

◆ 利用上のご注意

- 1 次の納付書は、コンビニエンスストアでは取扱いできません。
 - (1) バーコードがついていないもの
 - (2) 1枚の税額が30万円を超えるもの
 - (3) 使用できる期限を過ぎたもの
 - (4) 傷や汚れでバーコードが読み取れないもの
 - (5) 金額を訂正したもの
- 2 納付手数料はかかりません。
- 3 コンビニエンスストアで納付された場合、福山市が納付を確認できるまでに日数を要することがあります。



■ 口座振替での納付

口座振替とは、市税をご指定の預（貯）金口座から自動的に振り替えて納税する制度です。安全で納め忘れの心配がなく、納期ごとに金融機関などに出かける手間が省けます。

◆ 口座振替ができる税目

市・県民税（普通徴収・特別徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割、国民健康保険税

◆ 取扱い金融機関（国内全店舗）

広島銀行、中国銀行、みずほ銀行、三菱 UFJ 銀行、山陰合同銀行、山口銀行、百十四銀行、伊予銀行、西日本シティ銀行、トマト銀行、もみじ銀行、香川銀行、愛媛銀行、広島信用金庫、しまなみ信用金庫、広島県信用組合、信用組合広島商銀、両備信用組合、備後信用組合、笠岡信用組合、中国労働金庫、福山市農業協同組合、広島県信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行

※2023年（令和5年）4月1日現在

◆ 申込み方法

1 取扱い金融機関の窓口で申し込む

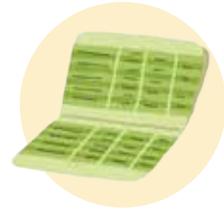
市内全ての取扱い金融機関に申込書を設置しています。

振替を希望する預（貯）金口座がある金融機関でお申し込みください。

＜申込みに必要なもの＞

- ・口座番号がわかるもの
- ・預（貯）金口座に使用している印鑑
- ・（固定資産税の場合）納税通知書番号

※市外の店舗へお越しの場合は、事前に納税義務者の人に申込書を送付します。納税課（P.98参照）へご連絡ください。



2 市役所窓口で申し込む

市役所では、専用端末機にキャッシュカードを通すことで口座振替の申込みができる「ペイジー口座振替受付サービス」を行っています。

なお、手続きができるのは振替口座の名義人ご本人様に限ります。



（対象金融機関）
広島銀行・中国銀行・みずほ銀行・三菱 UFJ 銀行・山口銀行・伊予銀行・もみじ銀行・愛媛銀行・広島信用金庫・しまなみ信用金庫・中国労働金庫・福山市農業協同組合・ゆうちょ銀行

※2023年（令和5年）4月1日現在

3 ホームページから申込書をダウンロードし、市役所に郵送する

詳しくは福山市ホームページをご覧ください。

◆ 振替開始について

毎月25日（金融機関の休業日にあたる場合は、その直前の営業日）までに金融機関が受理した申込みについて、翌月末以降に到来する振替日から振替を開始します。

◆ 振替日について

振替は各納期限日に行います。

市・県民税（普通徴収）および固定資産税・都市計画税は、振替方法として

- 全期振替（第1期の納期限に、第1期～第4期までの全額を一括振替）
- 期別振替（納期ごとに当該納期の税額を振替）

のどちらかを選択することができます。

◆ 振替結果の通知について

口座振替の結果は、後日はがきでお知らせします。

- 7月に送付…全期振替分、軽自動車税種別割
- 2月に送付…期別振替分

※市・県民税（特別徴収）分は毎月送付します。

※車検に必要な継続検査用納税証明書は、6月に送付します。

◆ 登録内容の変更・廃止について

＜振替口座や振替方法を変更したいとき＞

金融機関の窓口で再度口座振替の申込み手続きを行ってください。

※利用する金融機関を変更する場合、これまで利用していた金融機関の口座振替廃止手続きをする必要はありません。

＜口座振替をやめたいとき＞

口座振替廃止の手続きが必要です。

申込み時と同様に、金融機関で手続きを行ってください。

■ クレジットカード・インターネットバンキングでの納付

専用納付サイトへアクセスすることで、次の市税がクレジットカード・インターネットバンキングで納付できます。

◆ 納付できる税目

市・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割

◆ 納付に必要なもの

- 1 スマートフォンやタブレットなど
- 2 納付書

（ただし、地方税統一QRコードが印刷されていない納付書や、納税誓約に係る納付書は使用できません。）



◆ 納付サイトへのアクセス方法

検索エンジンから「福山市 クレジット」で検索してください。
または、右のQRコードを読み込んでください。
リンク先のページより、納付をお願いします。



◆ 利用上のご注意

納付金額に応じて、次のシステム利用料が必要です。

【クレジットカードの場合】

納付金額	システム利用料（税込）
1円～10,000円	40円
10,001円～20,000円	123円
20,001円～30,000円	205円
30,001円～40,000円	288円
40,001円～50,000円	370円

以降、納付金額 10,000円増えるごとにシステム利用料（税込）が 82円または 83円ずつ加算されます。

※2023年（令和5年）4月1日現在

※操作方法、利用可能なクレジットカードおよびシステム利用料についてご不明な点がある場合は、「地方税お支払サイト」をご確認ください。

■ スマートフォン決済アプリでの納付

福山市税は指定のスマートフォン決済アプリで納付できます。

◆ 納付できる税目

市・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割、国民健康保険税

◆ 納付に必要なもの

1 カメラ機能付きのスマートフォンやタブレットなど

2 納付書

（ただし、バーコードまたは地方税統一 QR コードが印刷されていない納付書は使用できません。）

3 次のスマートフォン決済アプリ

(1) バーコードを使用する場合

PayPay, LINE Pay, PayB, au PAY, FamiPay

(2) 地方税統一 QR コードを使用する場合

「地方税お支払サイト」をご確認ください。



◆ 利用上のご注意

オンラインでの決済となるため、領収証書は発行されません。書面での領収証書が必要な方は市役所の窓口やコンビニエンスストア、金融機関などでご納付ください。

※車検が必要な 250cc 超の二輪の小型自動車については、納期限内に納付を行った場合に限り、継続検査用納税証明書を 6 月に郵送します。（有効期限：翌年度の納期限の前日まで）

■ 市税の過誤納金について

市税を誤って二重に納めたときや、納付後に税額が減じたときなどに、**過誤納金**（納め過ぎの金額）が生じることがあります。

過誤納金をご指定の口座へ**還付**（お返し）するほか、納期限が過ぎているのに納められていない市税があれば、そちらへ**充当**（繰入れ）します。

◆ 還付・充当の手続き

過誤納金が発生したときは、「市税 還付充当通知書」を送付して処理内容をお知らせします。

還付金の受取りに書類の返送が必要な場合がありますので、必ず内容をご確認ください。

！ 特殊詐欺にご注意ください ！

税務職員を装い、「税金を還付する」などと言って金銭やキャッシュカードをだまし取る詐欺が発生しています。

市の職員がATM（現金自動預け払い機）の操作を依頼したり、キャッシュカードを受け取ったりすることは絶対にありません。

■ 市税の滞納について

市税を納期限までに納めないことを**滞納**といいます。

滞納された場合、期限内に納付した納税者との公平性を保つため、本来の税金のほかに延滞金を徴収したり、滞納処分を行ったりすることがあります。

◆ 納期限を過ぎたら

納期限を過ぎてでも納付されていない市税があるときは、督促状を送付してお知らせします。そのままにしておくと延滞金が加算される可能性がありますので、速やかに納付してください。

年度当初に送付した納付書や督促納付書などは、納期限を過ぎた後でも使うことができます。

(調定年度の翌年 5 月 31 日まで)

※なお、「指定納付期限」が記載されている催告納付書などは期限を過ぎると使用することができません。



◆ 延滞金の計算方法

延滞金は、滞納した金額と期間に応じて算出します。

延滞金の割合は、租税特別措置法に基づき財務大臣が告示する割合により変動します。

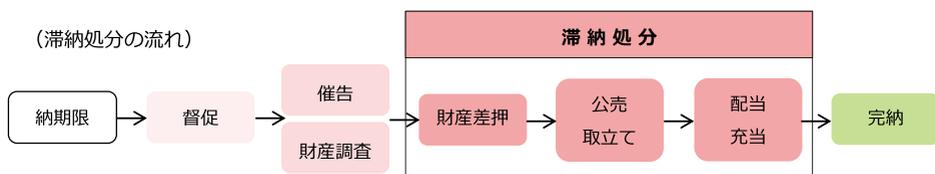
- 2023 年 1 月 1 日～2023 年 12 月 31 日までの延滞金の割合
- 納期限の翌日から 1 月を経過するまで…年 2.4%
- 納期限の翌日から 1 月を経過する日の翌日以降…年 8.7%

※算出した延滞金が 1,000 円未満のときは、延滞金はかかりません。

◆ 滞納処分

督促状や催告書などで納税のお願いをしても滞納が続く場合は、やむを得ず財産を差し押さえ公売するなどの滞納処分を行うこととなります。

(滞納処分の流れ)



差押えのできる財産

動産 (家具・ステレオ・ピアノ・宝石・書画骨とうなど)
不動産 (土地・家屋など)
電話加入権
債権 (給与・預(貯)金・生命保険・売掛金など)
その他 (自動車・機械類など)

◆ 納税の猶予

次の事情で市税の納付が困難と認められる場合は、1年以内の期間に限り、納税の猶予を受けることができます。

- ・ 不慮の災害により被害を受けたとき、または盗難にあったとき
- ・ 本人もしくは家族が病気にかかり、または負傷したとき
- ・ 事業を廃止または休止したとき
- ・ 事業に著しい損失を受けたとき
- ・ 失業、失職、休業、休職の状態にあるとき
- ・ 滞納処分を受けると、事業の継続または生活の維持が困難となるとき



◆ 納税相談をご利用ください

市税を滞納すると、納税者にとって不利益となることはもちろん、福山市にとっても滞納整理に多大な費用を要することになります。

市税を期限内に納付することが困難なときは、事前に納税課(P.98参照)までご相談ください。

電話で市税の未納をお知らせしています

福山市では「福山市納税案内センター」を設置し、市税を納期限までに納められていない方に対して、電話などで納税の呼びかけを行っています。

電話は平日の昼間だけでなく、夜間や日曜日にもかけることがあります。

本センターに折り返しお電話をいただいた場合は、ご本人様確認のためにお名前やご住所をお伺いしますのでご了承ください。

【 福山市納税案内センター：084-928-1236 】



市税の納付 Q & A

納期限までに市税を納められないのですが

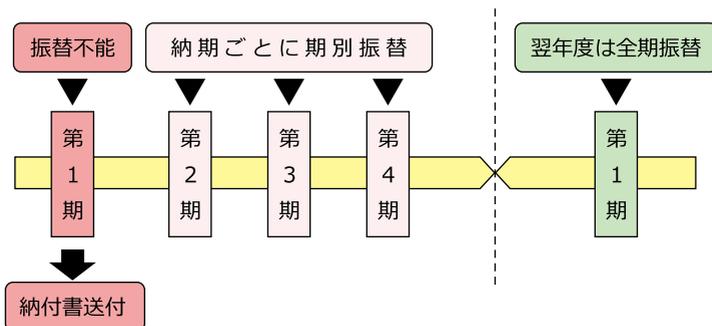
- Q. 市税を納期限までに納められそうにありません。どうすればよいでしょうか。
- A. 納期限までに納税できないご事情があるときは、事前に納税課(P.98参照)へご相談ください。放置したまま滞納になると、延滞金がかかるなどの不利益を生じることがあります。



預金残高の不足などで口座振替できなかった場合は

- Q. 市税の納付に口座振替を利用していますが、振替日に預金残高が不足していて引落としされませんでした。このような場合はどうなりますか。
- A. ご指定の口座から振替ができなかったときは、「口座振替不能通知書」を送付してお知らせします。附属の納付書を使い、現金で納めてください。なお、全期振替ができなかった場合、納期限が到来している第1期分のみ納付書を送付し、第2期から第4期分はそれぞれの納期限に期別振替します。

(例) 全期振替ができなかった場合



承諾なしに財産が差し押さえられました

- Q.** 市税を滞納したところ、承諾なしに財産が差し押さえられました。このようなことが許されるのでしょうか。
- A.** 法律では、督促状の発送後 10 日を経過した日までに市税を完納しない場合は、本人への連絡や同意なく財産の差押えができるとされています。
- しかし、あくまでも自主的に納税していただくため、督促状の発送後も文書や電話などで納税のお願いをしています。
- それでも滞納が続く場合、期限内に納税された方との公平性を保つため、やむを得ず財産の差押えを行うことになるのです。

このようなことにならないよう、納税が難しいご事情があるときは、お早めに納税課（P.98 参照）へご相談ください。



平日夜間や日曜日の納税相談日は

- Q.** 納税相談に行きたいのですが、平日の昼間は市役所に行くことができません。
- A.** 福山市では、毎年 5 月・8 月・12 月・3 月に平日夜間や日曜日の相談日を設けています。
- 詳しい日程は広報紙やホームページで随時お知らせします。

○平日夜間相談

時 間：午後 5 時 30 分から午後 7 時 30 分まで

場 所：納税課

○日曜日相談

時 間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

場 所：納税課，松永市民サービス課，北部市民サービス課，
神辺市民サービス課

市 税 な の 証 明

■ 証明の種類と手数料

種 類	手数料	
所得（非）課税証明書	1 件	300 円
所得証明書		
固定資産課税台帳記載事項証明書 (同一年度・同一納税義務者5物件につき)		
固定資産評価証明書(同一年度・同一納税義務者5物件につき)		
固定資産公課証明書(同一年度・同一納税義務者5物件につき)		
無資産証明書		
固定資産課税台帳未登録証明書(家屋) (同一所有者5物件につき)		
固定資産(償却資産)証明書 (同一年度・同一納税義務者5種類または5品につき)		
完納証明書		
納税証明書(同一年度・同一納税義務者1税目につき)		
証明書(公益法人事業申請・報告用)		
完納証明書(酒類販売業など免許申請用)		
法人市民税台帳登載(所在地)証明書		
登録免許税軽減のための住宅用家屋証明書 ※	1 件	1,300 円
継続検査用納税証明書(軽自動車・二輪の小型自動車)	無 料	
証明書(医療機関用)		

※住宅用家屋証明書は、P.82の受付場所のうち、税制課・松永市民サービス課・北部市民サービス課・東部市民サービス課・神辺市民サービス課・沼隈支所・新市支所で受付しています。

■ 申請に必要なもの

証 明	申請者	必要なもの
個 人	本人	本人確認書類 ※
	代理人	(1)委任状 福山市内に居住し、住民票が同一の世帯の親族の場合は、省略できます。 (2)窓口に来られる人の本人確認書類 ※
法 人	代表者 または 代理人	(1)委任状 税証明交付・閲覧等申請書へ、法務局に印鑑登録された代表者印などの法人印を押印される場合は省略できます。 (2)窓口に来られる人の本人確認書類 ※

※運転免許証、健康保険証、マイナンバー（個人番号）カードなど
その他、証明により必要なものが異なります。詳しくは右のQRからご確認
いただくか、税制課（P.98参照）までお問い合わせください。



■ 委任状について

委任状には特に決まった書き方はありません。次に示す書き方の例を参考にしてください（有効期間は3カ月）。

右のQRから様式をダウンロードすることもできます。



委任状	
福山市長様	
【本人】	住所 福山市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
	名前 福山 太郎 福山
	生年月日 〇〇年〇月〇日
	個人の場合は、 自署であれば押印不要。
私は、次の者を代理人と定め〇〇証明書〇通の交付申請および受領を委任します。	
	〇〇年（令和〇〇年）〇月〇日
【代理人】	住所 福山市〇〇町〇番〇号
	名前 広島 次郎
	生年月日 〇〇年〇月〇日
【証明書の提出先または使用目的】 〇〇の手続きのため、〇〇へ提出	

■ 受付時間および場所

○月曜日から金曜日まで（祝日および年末年始を除く。）

○午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

場 所	電話番号
税制課（本庁舎 2 階）	084-928-1152
松永市民サービス課（西部市民センター1 階）	084-930-0402
北部市民サービス課（北部市民センター1 階）	084-976-8802
東部市民サービス課（東部市民センター1 階）	084-940-2576
神辺市民サービス課（かななべ市民交流センター1 階）	084-962-5011
沼隈支所（1階）	084-980-7708
新市支所（1階）	0847-52-5516
鞆支所（1階）	084-982-2660
内海支所（うつみ市民交流センター）	084-986-3111(代)
芦田支所	084-958-2511(代)
加茂支所（1階）	084-972-3111(代)
水呑分室	084-956-1011
熊野分室	084-959-1236
山野分所	084-974-2001
内浦分所	084-986-3912

■ 交流館での税証明申請について

次の交流館で所得証明書および所得（非）課税証明書などの申請ができます（熊野、鞆、内浦、千年、松永、駅家、山野、水呑の交流館を除く）。

◆ 受付交流館（全 71 交流館）

あ	有磨	え	駅家東	か	春日	た	竹尋	と	戸手	ひ	久松台	み	明王台	
	網引		駅家西		さ		山南		高西		な		長浜	引野
旭	旭丘	お	大谷台	か	桜丘	た	高島	に	西	ひ	光	み	箕島	
			神辺		蔵王		大門		西深津		東		御野	
曙	赤坂	か	川口	し	新涯	ち	中条	の	野々浜	ひ	東村	み	南	
			川口東		新市		坪生		能登原		藤江		緑丘	
い	今津	か	加茂	し	樹徳	つ	津之郷	は	服部	ひ	福田	み	道上	
	伊勢丘		神村		せ		千田		常金丸		走島		深津	む
う	泉	か	金江	し	瀬戸	つ	常石	ひ	広瀬	ひ	本郷	み	柳津	
	内海		霞		た		多治米		て		手城		日吉台	ま
													ゆ	湯田

◆ 注意事項

利用できる人	福山市内に住民登録があり、その交流館のある地域（小学校区）に居住している人、または勤めている人（業務上の申請は除きます。）
取扱日時	○月曜日から金曜日まで（祝日および年末年始を除く。） ○午前9時から正午まで
申請に必要なもの	P.81 と同じ
手数料	1 件 300 円（つり銭の要らないように、ご協力をお願いします。）
発行できる証明	所得証明書・所得（非）課税証明書・証明書（医療機関用）

■ 継続検査用納税証明書（軽自動車・二輪の小型自動車）の申請について

◆ 継続検査（車検）用納税証明書の提示の省略について

2023年（令和5年）1月から、軽自動車税納付確認システム（軽 JNKS）が導入され、継続検査窓口での軽自動車の継続検査（車検）用納税証明書の提示を省略できるようになりました。

ただし、提示を省略できない場合もありますので、継続検査（車検）用納税証明書をお手元にお持ちの場合は、今後も大切に保管し、車検時に活用してください。

なお、自動二輪車（排気量250cc超のバイク）は軽 JNKSの対象外です。これまでどおり継続検査（車検）用納税証明書が必要です。

次の場合等、これまでどおり継続検査（車検）用納税証明書が必要になることがありますので注意してください。

- ・納付後、軽 JNKS に納付情報が登録されるまで
- ・年度途中（4月2日以降）に登録した場合（新規登録、名義変更、転入）
- ・対象車両に未納がある場合（過年度分を含む）等

※交付は検査証の「使用の本拠の位置」欄が福山市の住所になっているものに限りです。

取扱場所	P.82の受付場所 税制課南今津分室（広島県軽自動車協会福山支所内）
取扱日時	○月曜日から金曜日まで（祝日および年末年始を除く。） ○午前8時30分から午後5時15分まで ※南今津分室は午後4時までです。
申請に必要なもの	窓口に来られる人の本人確認書類 （運転免許証・健康保険証・マイナンバー（個人番号）カードなど） ※代理人の場合は検査証（写し可）または委任状が必要です。
手数料	無料

■ 郵送での証明請求

郵送による税証明の交付申請については、原則、本人申請での受け付けとなります。本人から直接郵送することが困難な場合には、委任状など他の書類も必要となりますので、詳しくは右のQR



からご確認いただくか、税制課（P.98 参照）までお問い合わせください。申請方法は次のとおりです。

◆ お送りいただくもの

- 1 郵送申請書**（記入例を参考に便箋などに記入してください。
福山市ホームページから様式をダウンロードすることもできます。）
- 2 証明手数料**（郵便局またはゆうちょ銀行で証明手数料に相当する額の定額小為替を購入してください。）
※現金、切手や収入印紙ではお取扱いできませんのでご注意ください。
※定額小為替には何も記入しないでください。
- 3 申請者の本人確認書類の写し**
- 4 返信用封筒**
※切手を貼って、本人のご住所・お名前を必ず記入してください。
※速達・簡易書留または特定記録などを希望される人はその旨を返信用の封筒に記入し、料金分の切手を貼ってください。

<郵送申請書の記入例>

郵 送 申 請 書	
【現在の住所】 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	
【福山市に在住時の住所】 福山市〇〇町〇番〇号	
【名前】 福山 太郎	← ※法人からの申請の場合は名前欄へ 法務局に印鑑登録された代表者印など の法人印を押印してください。
【生年月日】 〇〇年〇月〇〇日	
【連絡先の電話番号】 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇	← ※日中に連絡がとれるところを お願いします。
【必要とする証明と通数】 〇〇年度（〇〇年分）所得課税証明書 1通	
【証明の使用目的または提出先】 〇〇の申請手続きのため	

※所得証明書および所得（非）課税証明書については、年度と年分をよくお確かめください。

例：2023年度の所得証明書および所得（非）課税証明書には、2022年1月から12月までの収入内容が記載されます。

→書き方としては**2023年度（2022年分）**の証明となります。

◆ 送付先 〒720-8501 福山市役所 税制課

（※郵便番号の記入で住所は省略できます。）

■ 所得（非）課税証明書のコンビニ交付サービスについて

◆ 取得できるコンビニエンスストアなど

セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソンなど

※キオスク端末（マルチコピー機）が設置してある全国のコンビニエンスストアなど

◆ 取得できる人および取得に必要なもの

次の1～3の条件を全て満たしている人は取得できます。

1 証明書の年度の初日の属する年の1月1日から継続して住所が福山市の人

例：2023年度（2022年分）の証明書の場合、
2023年1月1日から継続して住所が福山市内の人

2 未申告でない人

3 マイナンバー（個人番号）カードを持っている人

（利用者証明用電子証明書（4桁の暗証番号）が有効なもの）

※通知カードや住民基本台帳カードは利用できません。

※マイナンバー（個人番号）カードの申請については、福山市ホームページで確認もしくは本庁市民課または各支所にご相談ください。

◆ 取得できる証明書および手数料

申請時点で取得できる最新年度の所得（非）課税証明書が取得できます。
（最新年度の更新は毎年6月中旬を予定しています。）

※証明書の名称は、課税の人は「所得課税証明書」、非課税の人は「非課税証明書」と記載されます。

※手数料は、1通につき300円です。

※コンビニ交付サービスを利用される場合、証明書の交換や手数料の返金・減免はできません。

◆ 利用可能時間

6時30分から23時まで（メンテナンスのため、利用できない場合があります。）

◆ 注意事項

- 1 コンビニ交付サービスで証明書を取得できるのは**本人のみ**です。
- 2 1月1日に福山市内に住民登録がなかった人や、住民登録があった人でもその後市外へ転出した人はコンビニ交付サービスをご利用できません。窓口または郵送で申請してください。
- 3 未申告で課税資料のない人は取得できません。また、修正申告などがあった場合はすぐには証明書にその内容は反映されません。

- 4 本人に課税資料が無く、扶養者がその人を扶養する旨を申告している場合は、収入・所得・控除・税額などの欄は全てアスタリスク（*）で表示され「課税資料の無い被扶養者です。」の文言が記載されます。所得額などの記載が必要な場合は、事前に申告をしていただく必要があります。なお、申告については、市民税課（P.98参照）へお問い合わせください。

■ LINE での税証明電子申請サービスについて

マイナンバー（個人番号）カードを用いて福山市 LINE 公式アカウントから、税証明の申請ができます。申請された証明書は、申請者の現在の住民登録地の住所に郵送でお届けします。

◆ 申請できる人

本人のみ（代理申請は受付できません。）

◆ 取得に必要なもの

- 1 マイナンバー（個人番号）カード
（署名用電子証明書（6桁以上の英数字の暗証番号）が有効なもの）
- 2 マイナンバー（個人番号）カードの読み取りに対応したスマートフォン
- 3 クレジットカードまたは LINE Pay

※クレジットカードは VISA, MasterCard, American Express, JCB, Diners Club に対応

4 福山市 LINE 公式アカウントの友だち追加

※福山市 LINE 公式アカウントの友だち追加の方法

- (1) 右のQRを読み込む
- (2) LINE アプリで検索



友だち追加 ID で「@fukuyamacity」と入力、または公式アカウントから「福山市」を検索して登録

◆ 申請できる証明書

- 所得証明書
- 納税証明書
- 完納証明書
- 所得（非）課税証明書
- 継続検査用納税証明書

※所得（非）課税証明書の名称は、課税額がある人は「所得課税証明書」、課税額が無い人は「非課税証明書」と記載されます。

◆ 手数料

1 通につき 300 円（別途、郵送料 84 円かかります。）

※支払いはクレジットカードまたは LINE Pay が利用できます。

◆ 注意事項

- 1 お届けには、申請受付後3～7開庁日程度かかるため、日数に余裕を持って申請してください。
- 2 マイナンバー（個人番号）カードによる本人確認にLINE Payの機能を使用します。登録していない人はLINE Payのアカウント登録が必要になります。なお、LINE Payのアカウント登録をしてもクレジットカードによる支払いは可能です。
- 3 申請後の取消はできませんので、よく確認をして申請してください。

■ 税証明の交付および税情報の閲覧等の制限について

所定の申出書を提出していただくことにより、原則として申出者本人以外の人への税証明の交付および税情報の開示を行わないようにするものです。

◆ 申出ができる人

- 1 個人…福山市内に住民登録がある人または納税義務がある人
(過去に住民登録または納税義務があった人を含む。)
- 2 法人…法人市民税台帳に登載がある法人または納税義務がある法人
(過去に登載または納税義務があった法人を含む。)

◆ 申出の方法

証明交付等の制限を希望する人は、所定の「申出書」を提出してください。原則として、本人しか申出することができません。

※ただし、福山市内に居住し、住民票が同一の世帯の親族および法定代理人等（代理権の内容による）は、本人の代わりに申出することができます。

◆ 様式について

申出書および取下書の様式は税制課にあります。

(福山市ホームページから様式をダウンロードすることもできます。)

◆ 受付場所

税制課、松永市民サービス課、北部市民サービス課、東部市民サービス課、神辺市民サービス課、沼隈支所、新市支所

◆ 交付制限の有効期間

交付制限の有効期間は、「申出書」を受け付けた日から、その受付年月日の属する年度の翌年度3月31日までです。継続した取扱いが必要な場合は、有効期間内に改めて申出書を提出してください。

※継続の申出をせず有効期間が経過したときは交付制限が解除されますのでご注意ください。

◆ 申出の取下げ

申出を取下げの場合は、「取下書」の提出が必要です。
本人しか取下げすることができません。

◆ 例外的な取扱い

税証明の交付，税情報の閲覧等の制限が適用されていても，次に掲げる人からの申請があった場合はこれに応じます。

1	申出人の「実印」を押印した委任状に印鑑登録証明書（3カ月以内に発行されたもの）を添付して申請する代理人
2	固定資産の共有者
3	納税管理人
4	借地人・借家人
5	固定資産の処分をする権利を有する一定の人 ア 固定資産について新たに所有権を取得（所有権移転登記を完了）した人 イ 破産管財人や保全管理人などの法定代理人等
6	訴えの提起などを行う訴訟当事者や弁護士等
7	公務上の請求を行う人

市税などの証明 Q & A

所得証明書はどこ在市町村でとれますか

- Q.** 私は、2023年（令和5年）の4月1日にA市から福山市へ引越してきました。
2023年度（2022年分）所得証明書は、福山市でとることができますか。
- A.** 所得証明書は、その年の1月1日現在に居住していた市町村でしか発行することができません。
あなたの場合、2023年（令和5年）1月1日はA市に居住されていたので、2023年度（2022年分）の所得証明書は、福山市ではなく、A市にご請求ください。

代理人でも税証明がとれますか

- Q.** 税証明を申請したいのですが、仕事の関係で、直接自分で行けません。
税証明の交付申請や閲覧は代理人でもできますか。
- A.** 税に関する証明書には、多くの個人情報が含まれているため、本人以外の方が申請する場合は、本人の承諾（委任状）がなければ証明書の発行はできません。
したがって、代理人が税証明の交付や閲覧を申請する際には、次のものをお持ちください。
- 1 窓口に来られる代理人の本人確認書類**
（運転免許証・健康保険証・マイナンバー（個人番号）カードなど）
 - 2 委任状**
※委任状には、特に決まった書き方はありませんので、書き方の例（P.82参照）を参考にしてください（有効期間は3カ月）。
※委任状の様式は、福山市ホームページからダウンロードができます。

申告をしていなくても税証明がとれますか

Q. 私は専業主婦で、夫の扶養に入っているのですが、申告をしていなくても私の非課税証明書は取得できますか。

A. あなたの配偶者が、年末調整または確定申告、市・県民税申告であなただけを扶養する旨の申告をしていれば、取得できます。ただし、あなたが、ご自身の申告をされていない場合、次のとおり記載されます。

- 1 所得金額・税額などは、アスタリスク“*****”で記載されます。**
- 2 備考欄に「課税資料の無い被扶養者です。」の文言が記載されます。**

2023 年度(令和 5 年度)		非 課 税 証 明 書							
住所 名前									
年 分	2022 年(令和 4 年)	雑 損 控 除 額	***** 円	課 税 総 所 得 金 額	***** 円				
所 得 の 内 訳	給 与 所 得	(取 入 金 額)	***** 円	医 療 費 控 除 額	***** 円	上記以外の課税所得金額	***** 円		
		所 得 金 額	***** 円		社 会 保 険 料 控 除 額	***** 円	市 民 税	所 得 割 額	***** 円
	年 金 所 得	(取 入 金 額)	***** 円	***** 円	小 規模 企 業 共 済 等 控 除 額	***** 円	均 等 割 額	***** 円	
		所 得 金 額	***** 円	***** 円	生 命 保 険 料 控 除 額	***** 円	県 民 税	所 得 割 額	***** 円
	*****	***** 円	***** 円	***** 円	地 震 保 険 料 控 除 額	***** 円	均 等 割 額	***** 円	
	*****	***** 円	***** 円	***** 円	配 偶 者 控 除 額	***** 円	年 税 額	***** 円	
	*****	***** 円	***** 円	***** 円	配 偶 者 特 別 控 除 額	***** 円	参 考	扶 養 人 数	***** 人
	*****	***** 円	***** 円	***** 円	扶 養 控 除 額	***** 円		特 定 扶 養 0 人	老 人 0 人 (内 同 居 0 人)
	*****	***** 円	***** 円	***** 円	扶 養 障 害 者 控 除 額	***** 円		そ の 他 扶 養 0 人	16 歳 未 満 0 人
	*****	***** 円	***** 円	***** 円	本 人 該 当 控 除 額	***** 円		[障 害 : 特 別 0 人 (内 同 居 0 人) そ の 他 0 人]	
	*****	***** 円	***** 円	***** 円	基 礎 控 除 額	***** 円	2		
	*****	***** 円	***** 円	***** 円	所 得 控 除 額 合 計	***** 円	課 税 資 料 の 無 い 被 扶 養 者 で す。		
合 計 所 得 金 額		***** 円	***** 円						

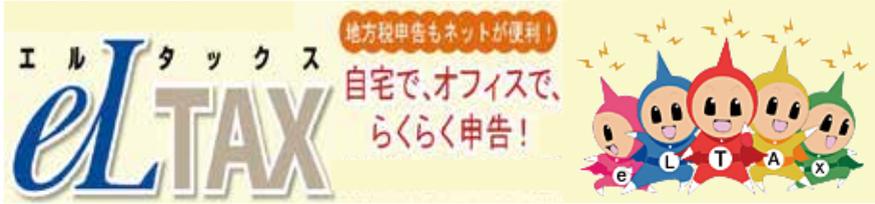
市税等の証明

提出先によって、所得金額などの記載が必要になる場合がありますので、提出先にご確認ください。

所得金額などの記載が必要な場合は、所得などに関する申告をしていただいた後、証明書を申請してください。

なお、所得などに関する申告については、市民税課 (P.98 参照) へお問い合わせください。

エルタックスについて



給与支払報告書の eLTAX または光ディスク等による提出義務について

2021 年（令和 3 年）1 月 1 日以降に提出する給与支払報告書については、前々年に税務署へ提出する源泉徴収票の枚数が 100 枚以上の場合、eLTAX または光ディスク等による提出が義務化されています。

2020 年（令和 2 年）4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人（資本金等の額が 1 億円超の法人等）について法人市民税の電子申告が義務化されました。未対応の場合はお早めのご準備をお願いします。

◎ eLTAX で申告するメリット

- 手続きが自宅やオフィスでできる！
- 無料の eLTAX 対応ソフト（PCdesk）で申告書が簡単に作成できる！
- 給与支払報告書と源泉徴収票の一括作成・一括送信（電子的提出の一本化）が可能！
- 複数の地方公共団体（eLTAX に参加している団体）の申告をまとめて一度に送信可能！

◎ ご利用可能な手続き

- 電子申告
 - ・ 個人市（県）民税（給与支払報告書、特別徴収に係る給与所得者異動届出書など）
 - ・ 法人市民税、事業所税、固定資産税（償却資産）
- 電子申請・届出
 - ・ 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
 - ・ 法人設立、設置届出書など
- 電子納税
 - ・ 個人市（県）民税（特別徴収など）
 - ・ 法人市民税、事業所税など

◎ ご利用時間

8 時 30 分から 24 時まで（土、日、祝日、年末年始 12/29～1/3 は除く）

※毎月最終土曜日および翌日の日曜日はご利用いただけません。※eLTAX 利用料は無料です。



eLTAX の利用について、「よくある質問」はこちら

<https://eltax.custhelp.com>

問い合わせ先 税制課 084-928-1152

市税・国保出前講座について

福山市では、私たちの暮らしと深く結びついている税について、みなさんに知っていただくために『出前講座』を開催しています。

「税のしくみが知りたい」「税金のここがわからない」等の質問にもお答えしますので、町内会やサークルなど各種団体で、お気軽にお申し込みください。

■ 開催期間および時間

11月1日から11月30日まで

午前9時から午後9時までのうち、2時間以内

■ 対象者

※他の月でも開催出来る場合がありますので、事前に相談してください。

福山市内に在住、在勤または在学する人で構成される団体やグループなど（概ね10人以上の出席が条件です。）

■ 開催場所

福山市内（会場は受講する団体などで確保してください。）



■ 申し込み方法

受講希望日の2週間前までに申し込みをしてください。

窓口で	税制課窓口のほか、各支所や交流館でも可能です。
郵送で	出前講座申込書は、受付窓口やホームページで取得できます。 申込書は、税制課へ郵送してください。
メールで	ホームページで取得した申請書を添付し、 税制課宛 (zeisei@city.fukuyama.hiroshima.jp) へ送付してください。
電子申請で	検索エンジンから「福山市 電子申請」で検索してください。 または、右上のQRを読み込んでください。

■ 講座内容

次の講座を受講することができます。

テーマ	時間	内容
固定資産税のしくみ	30分・60分	○固定資産税のしくみを説明します。 ○固定資産税のよくある質問について説明します。
個人市民税のしくみ	30分・60分	○個人市民税のしくみを説明します。 ○個人市民税のよくある質問について説明します。
国民健康保険税のしくみ	30分・60分	○国民健康保険税のしくみを説明します。
市税の納付方法	30分	○市税の種類や収入の内訳について説明します。
学生向け講座	60分	○学生にかかわる税金について説明します。

市税に関する不服申立てについて

審査請求

市税の賦課決定や、滞納処分などについて不服があるときは、市長に対して次の期間内に審査請求をすることができます。

処分の内容	申 立 て 期 間
賦課決定	納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3カ月以内
督 促	督促状を受け取った日の翌日から起算して3カ月以内、または差押えに係る通知を受け取った日の翌日から起算して3カ月以内のいずれか早い日
差 押 え	差押えの通知を受け取った日の翌日から3カ月以内、またはその公売期日などのいずれか早い日

■ 処分の取消しの訴え

処分の取消しの訴えは、審査請求に係る裁決があったことを知った日から6カ月以内に、福山市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起しなければならないこととされています。ただし、裁決の日から1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、次の場合は裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があった日から3カ月を経過しても裁決がないとき
- 2 処分、処分の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

審査申出

■ 固定資産評価審査委員会に対する審査申出

固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）について不服がある場合は、福山市固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。審査委員会は、6人の委員で構成された第三者機関で納税者の権利を保護し、課税内容が適正かどうかを審査します。

申出できる期間は、固定資産の価格等を登録した旨を公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3カ月を経過する日までとなっています。

ただし、申出できる事項は「価格」に限定されており、評価替え年度以外、分・合筆や現況の利用状況の変更等、「特別な事情」がある場合を除いて審査申出をすることはできません。

※固定資産課税台帳に登録された価格以外の事項、たとえば課税の対象か否か、課税標準の特例が適用されるべきか否かなどの事項は市長に対して「審査請求」（P.94 参照）をすることができます。

国 税 の 種 類

直 接 税	所得税	個人の一年度の所得に対してかかる税金です。
	復興特別所得税	
	法人税	株式会社などの法人の所得に対してかかる税金です。
	相続税	財産を相続や遺贈によって取得した人にかかる税金です。
	贈与税	贈与によって財産を取得した人にかかる税金です。
	地方法人税	法人税額にかかる税金です。
	特別法人事業税	法人の所得または収入などにかかる税金です。
間 接 税	消費税	国内での商品の販売やサービスの提供などに対してかかる税金です。
	酒税	清酒やビールなどの酒類を製造場から出荷したときにかかる税金です。
	国たばこ税 たばこ特別税	たばこを製造場から出荷したときや輸入したときにかかる税金です。
	揮発油税 地方揮発油税	自動車用のガソリンなどを製造場から出荷したときや輸入したときにかかる税金です。
	石油ガス税	自動車用の石油ガスを充てんしたときにかかる税金です。
	石油石炭税	原油および輸入石油製品、石炭に対してかかる税金です。
	航空機燃料税	航空機燃料を航空機に積み込んだときにかかる税金です。
	登録免許税	不動産や会社の登記、各種権利の登録などを受けるときにかかる税金です。
	印紙税	契約書、領収書、約束手形などを作成したときにかかる税金です。
	自動車重量税	自動車検査証の交付などや車両番号の指定を受けるときにかかる税金です。
	関税	輸入貨物にかかる税金です。
	とん税 特別とん税	外国の貿易船が港に入港したときにかかる税金です。
	電源開発促進税	電力会社が販売する電気にかかる税金です。
	国際観光旅客税	船舶や航空機で日本から出国するときにかかる税金です。

※復興特別所得税以外の国税は全て普通税に該当します。

県 税 の 種 類

普 通 税	直 接 税	県民税	市民税と同様に個人や法人にかかる税金です。
		事業税	事業を営む個人や法人にかかる税金です。
		不動産取得税	不動産（土地・家屋）を取得したときにかかる税金です。
		自動車税 環境性能割	自動車を取得したときにかかる税金です。
		自動車税 種別割	自動車を所有している人にかかる税金です。
		鉦区税	鉦業権を持っている人にかかる税金です。
	間 接 税	地方消費税	国内での商品の販売やサービスの提供などに対してかかる税金です。
		県たばこ税	たばこ卸売事業者などが小売販売業者に売り渡したときにかかる税金です。
ゴルフ場 利用税		ゴルフ場を利用したときにかかる税金です。	
軽油引取税		軽油の引取などをしたときにかかる税金です。	
目 的 税	直 接 税	狩猟税	狩猟者の登録を受けるときにかかる税金です。
	間 接 税	産業廃棄物 埋立税	産業廃棄物を最終処分場に搬入したときにかかる税金です。

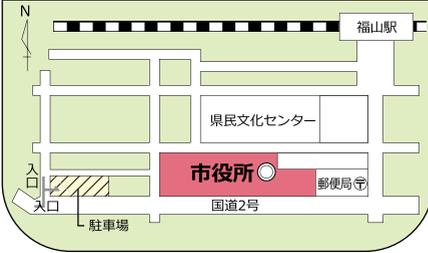
市税等の問い合わせ先

問い合わせのキーワード	担当課	電話番号	問い合わせのキーワード	担当課	電話番号
個人市民税 住民税 市・県民税	市民税課	928-1020	国民健康保険税 (資格賦課)	保険年金課	928-1055
		928-1021		松永市民サービス課	930-0402
		928-1265		北部市民サービス課	976-8802
		928-1269		東部市民サービス課	940-2576
法人市民税	市民税課	928-1019		神辺市民サービス課	962-5011
軽自動車税 種別割				新市支所	(0847) 52-5514
市たばこ税				沼隈支所	980-7703
入湯税				内海支所	986-3111
事業所税				国民健康保険税 (納税)	保険年金課
固定資産税	資産税課 (土地)	928-1024		税制課	928-1157
		928-1026	原動機付自転車の登録・廃車		
	資産税課 (家屋)	928-1023	税証明		928-1152
		928-1025	エルタックス		928-1018
資産税課 (償却資産)	928-1022	市税・国保税 出前講座			
市税の納付 ※国民健康保険税 は除く	納税課	928-1156	固定資産評価 審査委員会	固定資産評価 審査委員会事務局 (税制課内)	928-1018
		928-1028			
		928-1030	※市外からお問い合わせの場合は、 市外局番 084 (新市支所は 0847) をつけて連絡してください。		
		928-1027			
		928-1247			
口座振替	納税課	928-1029			

市役所や税務署等の案内図

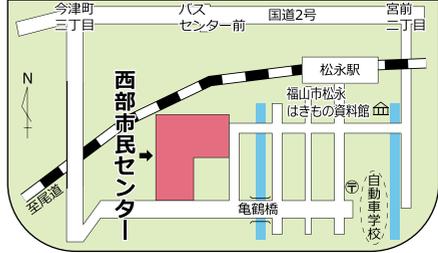
福山市役所 084-921-2111(代)

〒720-8501 福山市東桜町3番5号



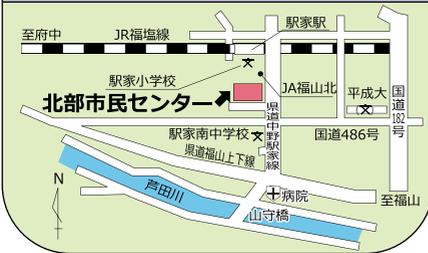
西部市民センター 084-934-1111(代)

〒729-0104 福山市松永町三丁目1番29号



北部市民センター 084-976-1211(代)

〒720-1132 福山市駅家町大字倉光37番地1



かなべ市民交流センター 084-962-5000(代)

〒720-2123 福山市神辺町大字川北1151番地1



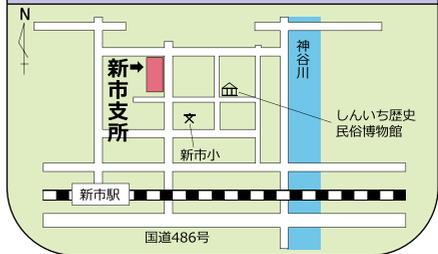
東部市民センター 084-940-2571(代)

〒721-0915 福山市伊勢丘六丁目6番1号



新市支所 0847-52-5511(代)

〒729-3103 福山市新市町大字新市1061番地1



沼隈支所 084-980-7700(代)

〒720-0403 福山市沼隈町大字下山南 1255



うつみ市民交流センター 084-986-3111

〒722-2641 福山市内海町 88 番地 60



内浦分所 084-986-3912

〒722-2631 福山市内海町イ 1780 番地

鞆支所 084-982-2660

〒720-0201 福山市鞆町鞆 423 番地 1



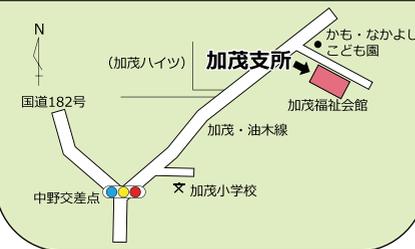
芦田支所 084-958-2511

〒720-1262 福山市芦田町大字下有地 7046 番地 2



加茂支所 084-972-3111

〒720-2417 福山市加茂町字芦原 387 番地 12



熊野分室 084-959-1236

〒720-0411 福山市熊野町乙 1097 番地 7



水呑分室 084-956-1011

〒720-0832 福山市水呑町 1863 番地 1



山野分所 084-974-2001

〒720-2602 福山市山野町大字山野 3785 番地



問い合わせ先

福山税務署

084-922-1350(代)

〒720-8652 福山市三吉町四丁目4番8号

広島県東部県税事務所

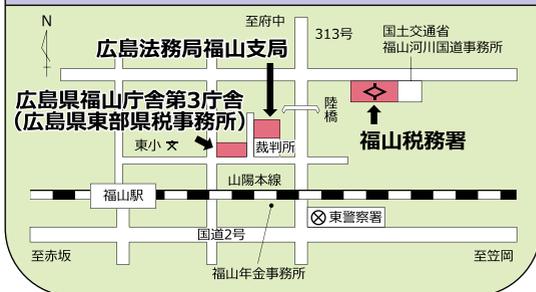
084-921-1311(代)

〒720-8511 福山市三吉町一丁目1番1号

広島法務局福山支局

084-923-0100(代)

〒720-8513 福山市三吉町一丁目7番2号



<軽自動車 (四輪・三輪)>

軽自動車検査協会広島主管事務所福山支所

〒729-0115

福山市南今津町4 1番地 050-3816-3081
(音声テープ)

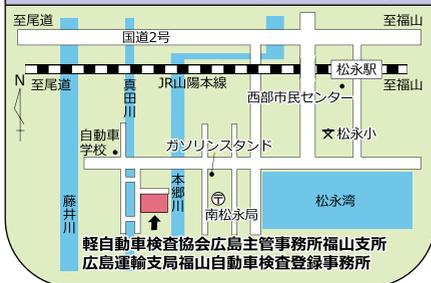
<軽二輪 (125cc超250cc以下)>

二輪の小型自動車 (250cc超)>

広島運輸支局福山自動車検査登録事務所

〒729-0115

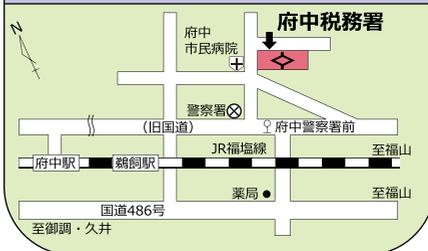
福山市南今津町4 4番地 050-5540-2069
(音声テープ)



府中税務署

0847-45-2570(代)

〒726-0002 府中市鶏飼町 555番地 40





発行・編集 / 福山市企画財政局税務部

〒720-8501 福山市東桜町 3 番 5 号

TEL (084) 928-1018 (税制課)

URL <https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>

発行日 / 2023 年 (令和 5 年) 6 月

リサイクル適性[®]

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。